

# 北広島市子ども・子育て支援プラン 素案

北 広 島 市



# 北広島市子ども・子育て支援プラン 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>7</b>
1 計画策定の趣旨.....	7
2 計画の位置づけ.....	7
3 計画の期間.....	8
4 計画の策定体制.....	9
(1) 子ども・子育て会議の設置.....	9
(2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート.....	9
(3) 学童クラブの運営に関するアンケートの実施.....	9
(4) パブリックコメントの実施.....	9
<b>第2章 子どもと子育てを取り巻く環境</b> .....	<b>10</b>
1 少子化の現状.....	10
(1) 総人口と世帯数の推移.....	10
(2) 年齢構成別人口の推移.....	11
(3) 出生数と出生率の推移.....	12
(4) 年齢別児童数の推移.....	13
2 産業・就業の状況.....	14
(1) 産業別人口の推移.....	14
(2) 15歳以上就業者数の推移.....	14
(3) 女性の年齢別就業者数の推移.....	15
3 保育所の状況.....	16
4 幼稚園の状況.....	17
5 小学校・中学校の状況.....	18
(1) 小学校の状況.....	18
(2) 中学校の状況.....	19
6 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	20
(1) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター).....	20
(2) 妊婦健康診査事業.....	21
(3) 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問事業).....	21
(4) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に 対する支援に資する事業.....	21
(5) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業).....	22
(6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業).....	23
(7) 一時預かり事業.....	23
(8) 延長保育事業.....	24

( 9 ) 病児保育事業（病児・緊急対応強化事業）	24
( 10 ) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	25
7 母子保健事業の状況	26
( 1 ) 妊産婦保健	26
( 2 ) 乳幼児保健	27
( 3 ) その他	28
8 相談事業の状況	29
( 1 ) 相談事業の状況	29
( 2 ) 主な相談件数の状況	29
9 子どもの権利条例	31
( 1 ) 北広島市子どもの権利条例制定の背景	31
( 2 ) 条例によって推進されること	31
( 3 ) 条例で定めている子どもの権利	31
10 アンケート調査結果の概要	32
( 1 ) 子育てを主に行っている人	32
( 2 ) 母親の就労状況	32
( 3 ) 教育・保育施設の利用意向	33
( 4 ) 地域子育て支援センターの利用状況と利用意向	33
( 5 ) 一時預かり等の利用状況	34
( 6 ) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の利用状況	34
( 7 ) 病児・病後児保育の利用状況	35
( 8 ) 子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方	35
( 9 ) 子育てに関して日頃悩んでいること	36
( 10 ) 市が取り組むべき子育て支援策（就学前児童の保護者）	37
( 11 ) 学童クラブの運営に関するアンケート調査結果	38

<b>第3章 すくすくみらいプラン（北広島市次世代育成支援対策推進行動計画後期行動計画）の 実施状況</b>	<b>40</b>
1 重点施策の実績と評価	40
( 1 ) 保育所の定員拡大と保育サービスの充実	40
( 2 ) 放課後児童健全育成事業の充実（学童クラブ運営事業）	40
( 3 ) 児童館の整備	40
( 4 ) 常設の子育て支援センターの整備	41
( 5 ) 家庭児童相談室の充実	41
( 6 ) 放課後子ども教室の開設	41
2 今後の課題	41
( 1 ) 保育ニーズの高まりへの対応	41

( 2 ) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の充実と児童館の整備.....	41
( 3 ) 子育て家庭を支える環境づくり.....	42
<b>第4章 計画の基本的な考え方.....</b>	<b>43</b>
1 計画の基本理念.....	43
2 基本目標と基本施策.....	44
<b>第5章 子ども・子育て支援事業計画.....</b>	<b>45</b>
1 子ども・子育て支援新制度の概要.....	45
( 1 ) 制度の目的.....	45
( 2 ) 子ども・子育て支援新制度の主なポイント.....	45
( 3 ) 児童数の推計値.....	47
2 教育・保育提供区域の設定.....	48
( 1 ) 教育・保育提供区域.....	48
( 2 ) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域.....	49
3 教育・保育の需要量および確保方策.....	50
4 地域子ども・子育て支援事業の提供.....	51
( 1 ) 利用者支援事業(新規).....	51
( 2 ) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター).....	51
( 3 ) 妊婦健康診査事業.....	52
( 4 ) 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問事業).....	52
( 5 ) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に 対する支援に資する事業.....	53
( 6 ) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業).....	53
( 7 ) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業).....	54
( 8 ) 一時預かり事業.....	54
( 9 ) 延長保育事業.....	55
( 10 ) 病児保育事業(病児・病後児保育事業).....	55
( 11 ) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ).....	56
( 12 ) 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規).....	57
( 13 ) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規).....	57
5 教育・保育の一体的提供の推進.....	57
( 1 ) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方.....	57
( 2 ) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等.....	57
( 3 ) 質の高い教育・保育についての基本的考え方.....	57
( 4 ) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方.....	58
( 5 ) 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携の推進.....	58
( 6 ) 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携の推進.....	58

6 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 .....	58
<b>第6章 施策の総合的な展開 .....</b>	<b>59</b>
基本目標1 地域における子育ての支援 .....	59
(1) 地域における子育て支援サービスの充実 .....	59
(2) 保育サービスの充実 .....	59
(3) 子育て支援のネットワークづくり .....	59
(4) 子どもの健全育成 .....	60
(5) 地域における人材育成 .....	61
基本目標2 母性と子どもの健康の確保と増進 .....	62
(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 .....	62
(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 .....	64
(3) 「食育」の推進 .....	64
(4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり .....	65
(5) 小児医療の充実 .....	65
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 .....	66
(1) 次代の親の育成 .....	66
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 .....	66
(3) 家庭や地域の教育力の向上 .....	68
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 .....	69
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備 .....	70
(1) 良質な住宅および良好な居住環境の確保 .....	70
(2) 安全な道路交通環境の整備 .....	70
(3) 安心して外出できる環境の整備 .....	70
(4) 安全・安心まちづくりの推進等 .....	71
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等 .....	72
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し .....	72
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備 .....	72
基本目標6 子育てまでの各段階における切れ目ない支援の推進 .....	72
(1) ライフステージに応じた支援 .....	72
基本目標7 子どもの安全の確保 .....	73
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 .....	73
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 .....	73
(3) 被害に遭った子どもの保護の推進 .....	73
基本目標8 社会的支援を必要とする子どもなどへの取組みの推進 .....	74
(1) 児童虐待防止対策の充実 .....	74
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進 .....	74

( 3 ) 障がい児施策の充実等 .....	75
基本目標 9 子どもの権利の保障の推進 .....	77
( 1 ) 北広島市子どもの権利に関する推進計画の策定 .....	77
<b>第 7 章 計画の推進</b> .....	<b>78</b>
1 計画の推進体制 .....	78
( 1 ) 庁内体制の整備 .....	78
( 2 ) 地域における取組みや活動との連携 .....	78
( 3 ) 市民および企業等への広報・啓発 .....	78
2 計画の点検・評価・改善 .....	78
( 1 ) 計画の点検・評価と見直し .....	78
( 2 ) 計画の公表、市民意見の反映 .....	78
<b>資 料 編</b> .....	<b>79</b>
1 すくすくみらいプラン（北広島市次世代育成支援対策推進行動計画後期行動計画）（平成 22 年～平成 26 年度） .....	79
( 1 ) 重点的な取組み .....	79
( 2 ) 各施策・事業 .....	79
2 北広島市子ども・子育て会議設置条例 .....	93
3 北広島市子ども・子育て会議委員名簿 .....	94
4 計画策定経過 .....	94
5 用語説明 .....	95



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することとなりました。

「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)に基づく新たな子ども・子育て支援の制度(以下「子ども・子育て支援新制度」という。)の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図り、計画的に給付・事業を実施するために「北広島市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

また、次代を担う子どもの健やかな成長と子育てを支える新しい地域社会をつくるため、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に「北広島市次世代育成支援対策推進行動計画 前期行動計画」を平成22年3月に「すくすくみらいプラン 北広島市次世代育成支援対策推進行動計画 後期行動計画」を策定し、子育て支援施策を推進してきました。

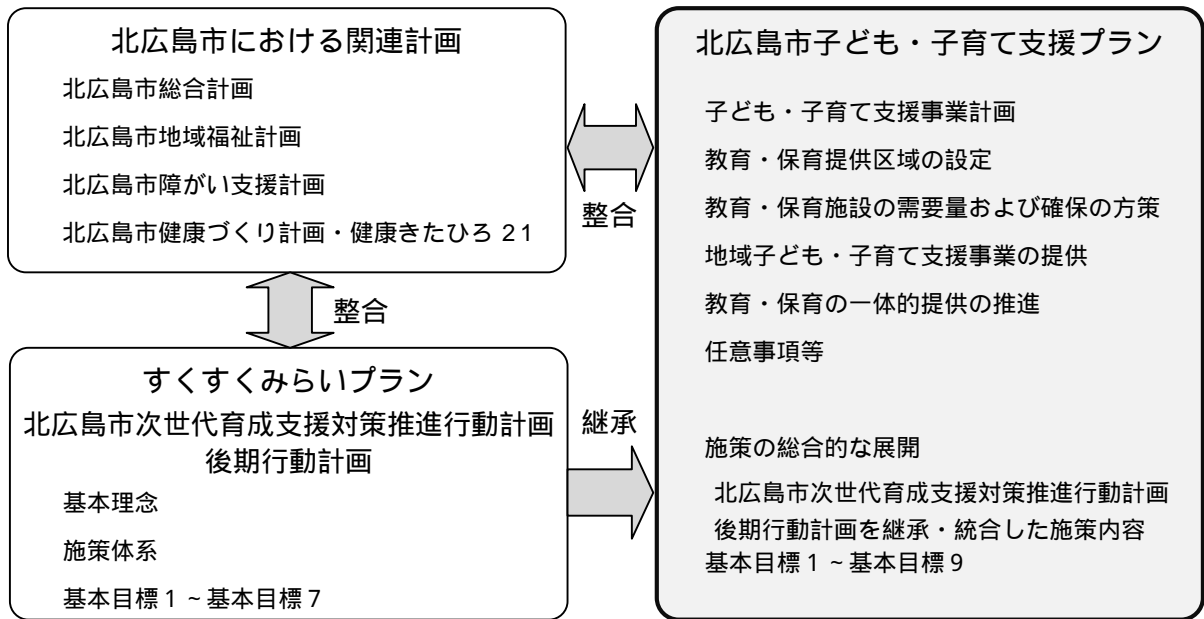
「北広島市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、本市のこれまでの子育て支援における取組みと成果を引き継いでいくために、「北広島市次世代育成支援対策推進行動計画 後期行動計画」の考え方を継承していくとともに、「次世代育成支援対策推進行動計画」の内容を組み込んだ形で「北広島市子ども・子育て支援プラン」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」と「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「北広島市総合計画(第5次)」を上位計画とし、「北広島市障がい支援計画」等と整合を図り策定します。なお、本計画において、「子ども」とは、概ね18歳未満とします。

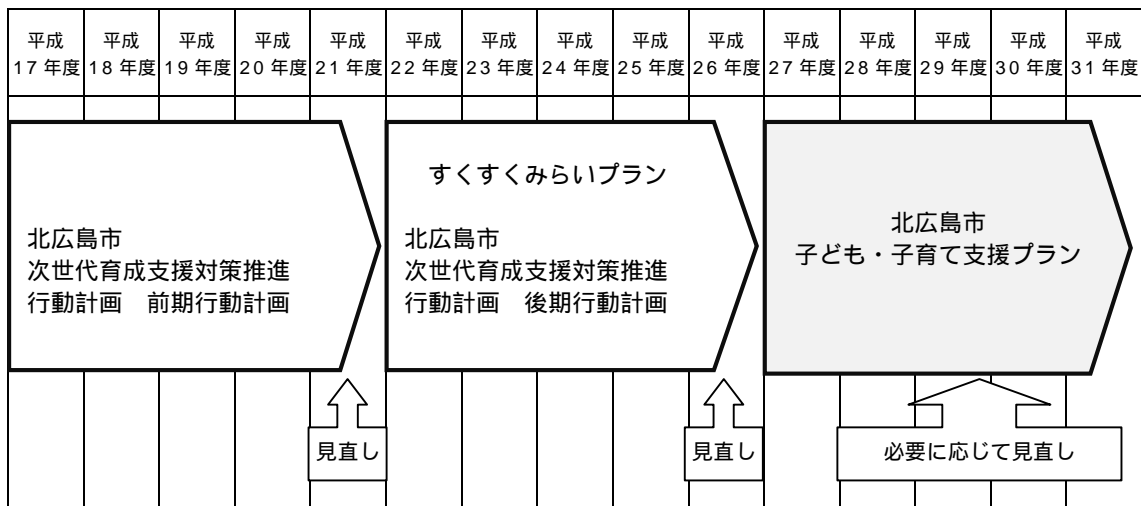
	北広島市子ども・子育て支援事業計画	北広島市次世代育成支援対策推進行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
性格特徴	待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画  「北広島市総合計画」の子ども・子育て支援にかかる分野別計画

北広島市の次世代育成および子ども・子育て支援の関連計画



### 3 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める5年間とし、平成27年度から31年度までとします。一体的に策定する「次世代育成支援対策推進行動計画」の計画期間も同様に5年間とし、平成27年度から31年度までとします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うことができることとします。



## 4 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「北広島市子ども・子育て会議」(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行いました。

### (2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート

次の事項を把握するため、就学前児童および小学生の保護者を対象に下記のとおりアンケートを実施しました。

ア 就学前児童および小学生を子育て中の世帯の生活実態や保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育および地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得心すること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	1,500 票	813 票	54.2%
	小学生	1,000 票	581 票	58.1%
対象者の抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出			
調査期間	平成25年11月19日～平成25年12月3日			
調査方法	郵送による配付・回収			

### (3) 学童クラブの運営に関するアンケートの実施

学童クラブの利用状況、利用意向、開所時間の希望などについて把握するため、学童クラブ通所児童の保護者を対象に下記のとおりアンケート調査を実施しました。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	通所児童の保護者(全員)	464 票	333 票	71.8%
調査期間	平成26年6月2日～平成26年6月10日			
調査方法	各学童クラブにおいて配付・回収			

### (4) パブリックコメントの実施

この計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。  
(平成27年2月1日～3月2日実施予定)

## 第2章 子どもと子育てを取り巻く環境

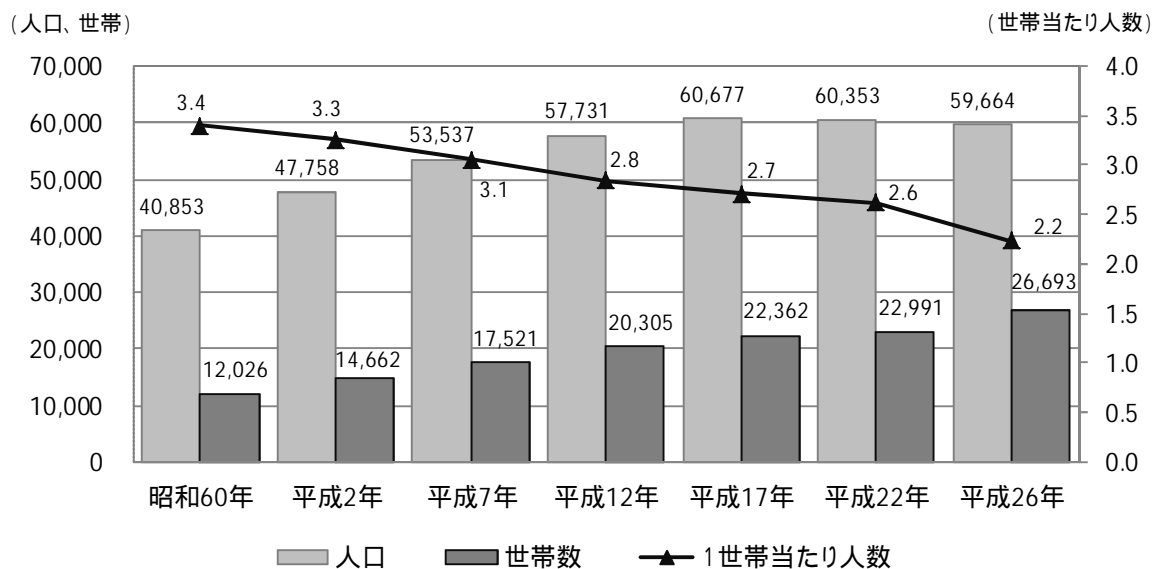
### 1 少子化の現状

#### (1) 総人口と世帯数の推移

本市の総人口は、平成19年をピークに減少傾向に転じており、平成26年には59,664人となっています。

世帯数は増加傾向にあり、平成26年には26,693世帯となっていますが、1世帯当たりの人口は徐々に減少しており、昭和60年の3.4人/世帯から、平成26年は2.2人/世帯まで少なくなっています。

北広島市の総人口、世帯数、1世帯当たり人数の推移

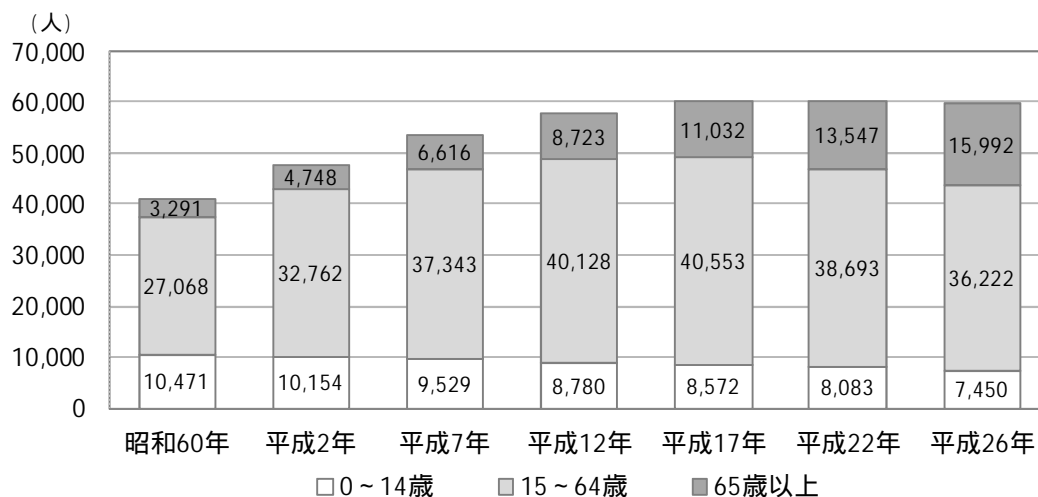


出典：平成22年までの実績値（各年10月1日現在）/ 国勢調査[総務省]、平成26年の実績値（9月末現在）/ 住民基本台帳人口（外国人を含む）

## (2) 年齢構成別人口の推移

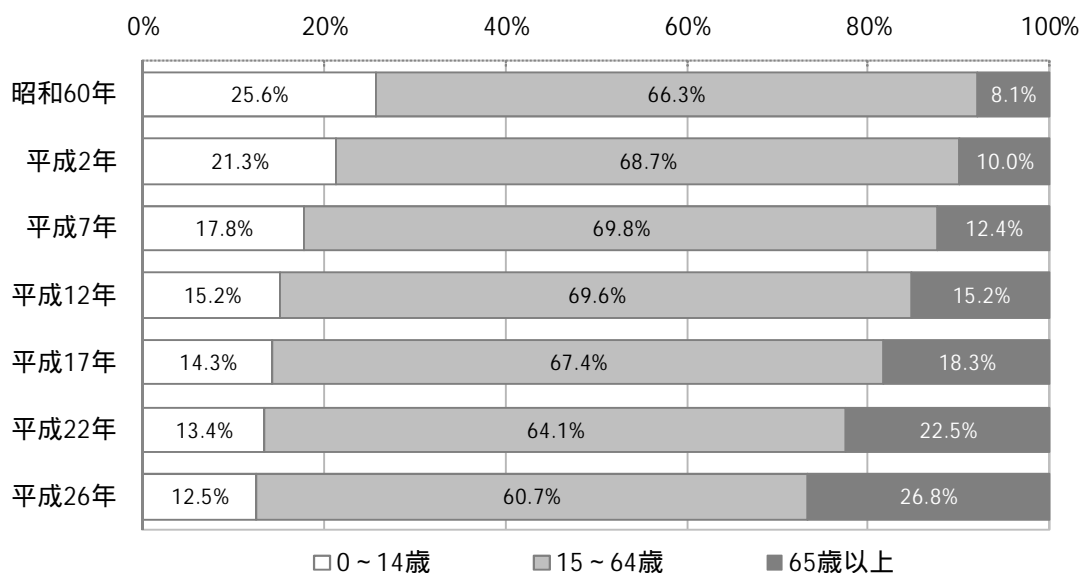
年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は、総人口の推移に伴い、現在は減少に転じている状況ですが、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっています。

年齢3階層別人口の推移



出典：平成22年までの実績値（各年10月1日現在）／国勢調査[総務省]、平成26年の実績値（9月末現在）／住民基本台帳人口（外国人を含む）年齢不詳（昭和60年：23人、平成2年：94人、平成7年：49人、平成12年：100人、平成17年：520人、平成22年：30人）を除く。

年齢3階層別人口構成比の推移



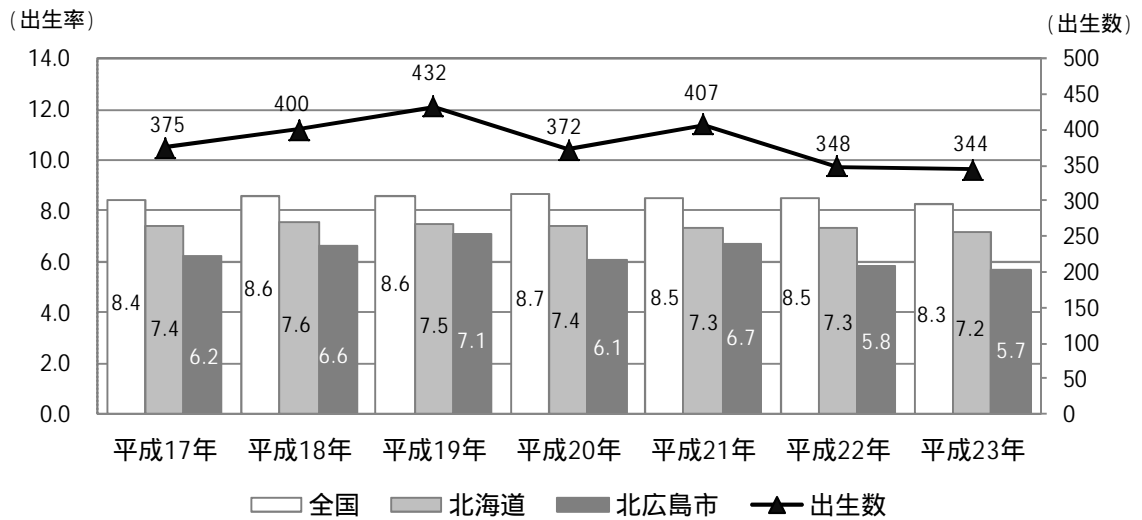
出典：平成22年までの実績値（各年10月1日現在）／国勢調査[総務省]、平成26年の実績値（9月末現在）／住民基本台帳人口（外国人を含む）年齢不詳を除く。

### (3) 出生数と出生率の推移

本市の出生数は、平成17年から推移では概ね減少傾向となっています。出生率（人口千人当たりの出生数）は、全国・北海道と比較して本市は低い状況が続いております。

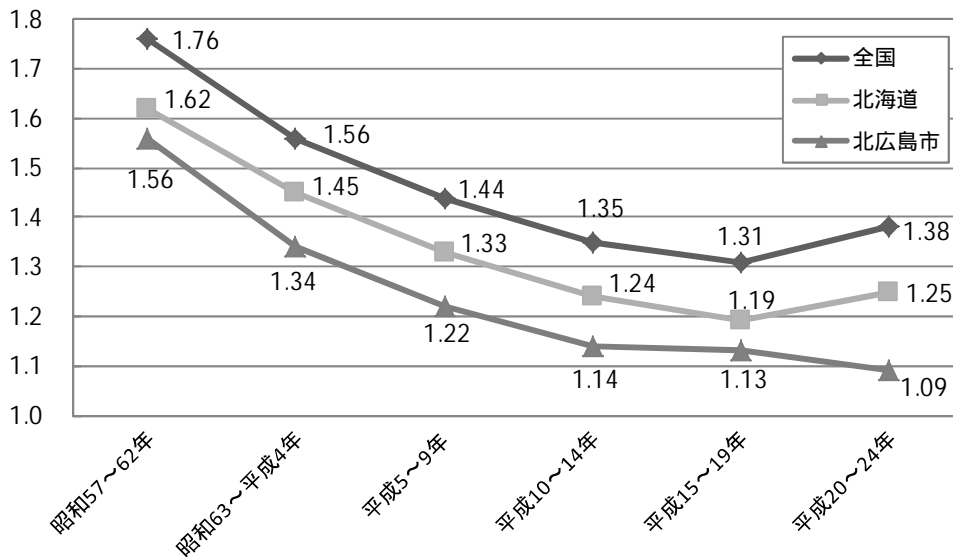
合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの平均数）においても、本市は全国・北海道と比べて低い状況にあります。人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は2.07とされていることから、現在の水準のままで推移すると、加速度的に少子化が進行することが想定されます。

出生数と出生率の推移



出典：石狩地域保健情報年報  
出生率：人口千人当たりの出生数

合計特殊出生率の推移

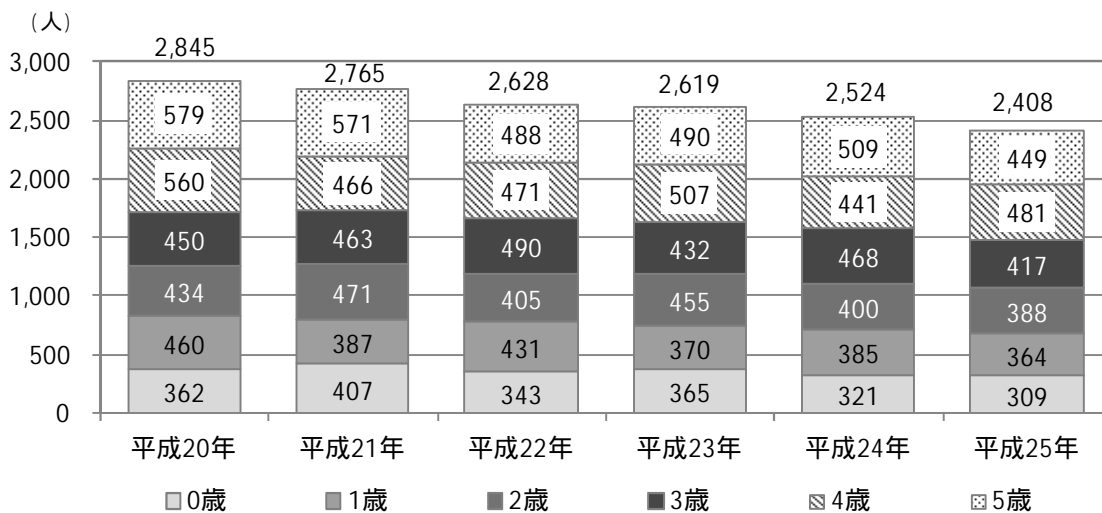


出典：政府統計 e-Stat  
合計特殊出生率：1人の女性が一生の間に産む子どもの平均数

(4) 年齢別児童数の推移

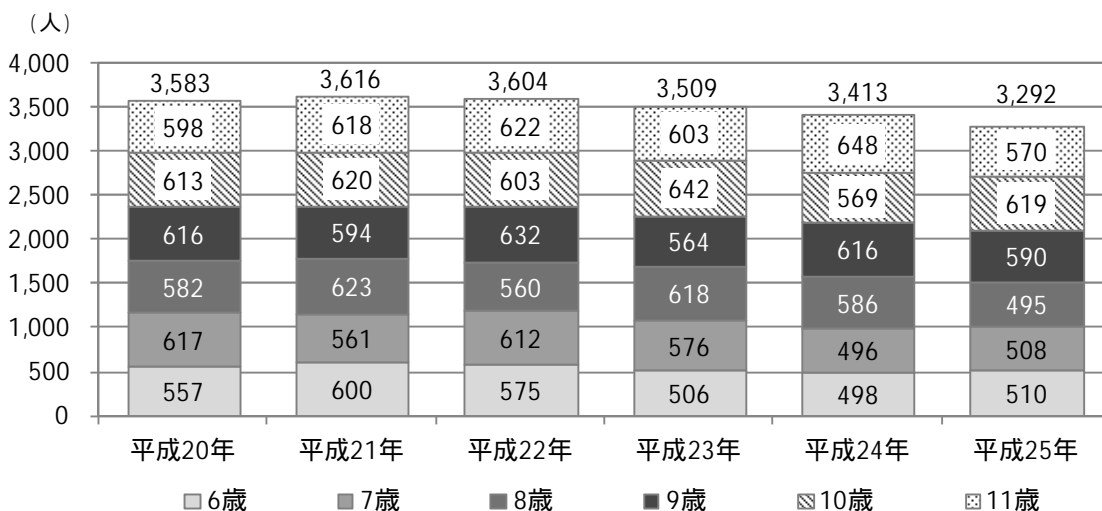
本市の児童数は、就学前児童、小学生ともに減少を続けており、出産期にあたる女性人口が既に減少していることや、出生率の低さを背景に、児童数は今後もさらに減少していくことが見込まれます。

就学前児童数の推移



出典：住民基本台帳（各年12月末現在）

小学生児童数の推移



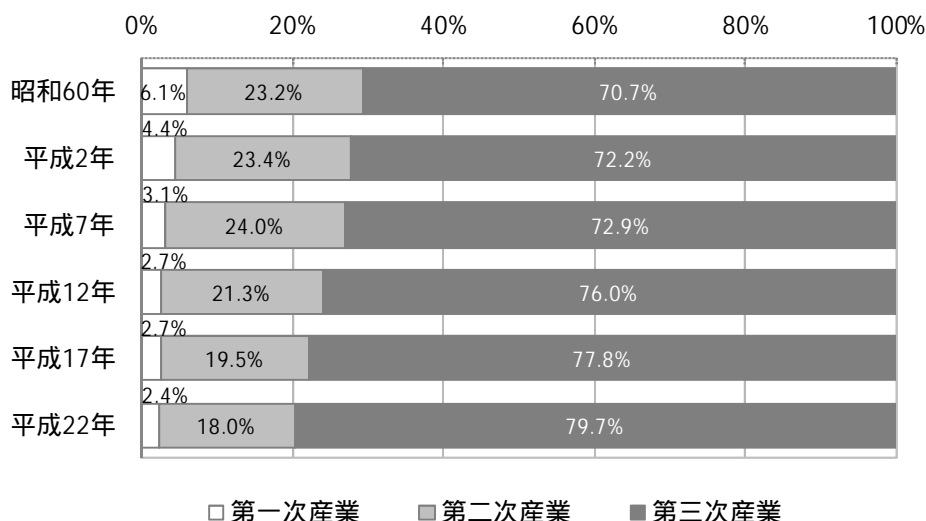
出典：住民基本台帳（各年12月末現在）

## 2 産業・就業の状況

### (1) 産業別人口の推移

農家戸数、耕地面積は、後継者不足や高齢農業者の引退などにより減少しています。また、札幌都心部への交通利便性の高さなどの立地環境から、企業の進出や住宅団地の造成など都市化が進み、運輸・通信業やサービス業などの第三次産業が増加しています。

産業別人口割合の推移

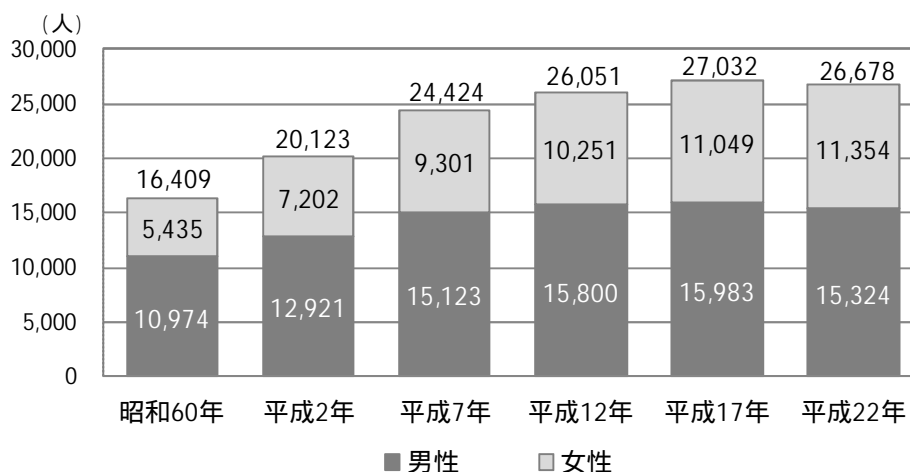


出典：国勢調査[総務省]

### (2) 15歳以上就業者数の推移

本市の15歳以上就業者数は、平成17年調査までは増加傾向にありましたが、以降は減少に転じ、今後総人口とともに減少することが見込まれます。男女別にみると、男性の就業者数は平成7年以降はほぼ横ばいの状況となっていますが、女性の就業者数は年々増加しており、保育需要の増加の一因となっています。

15歳以上就業者数の推移



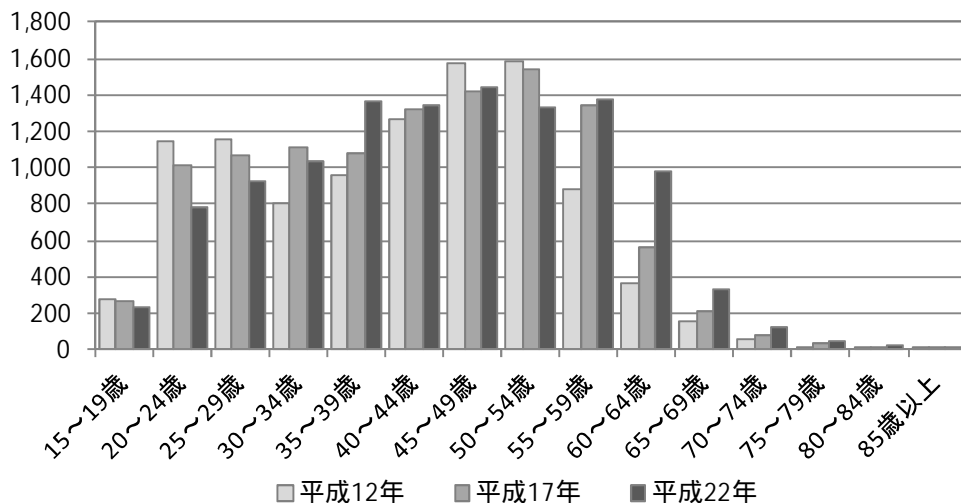
出典：国勢調査[総務省]

### (3) 女性の年齢別就業者数の推移

女性の就業者数を年齢別にみると、29歳までの各段階において年々減少傾向にあります。子育て世代の中心的年齢である30～44歳では増加傾向にあります。

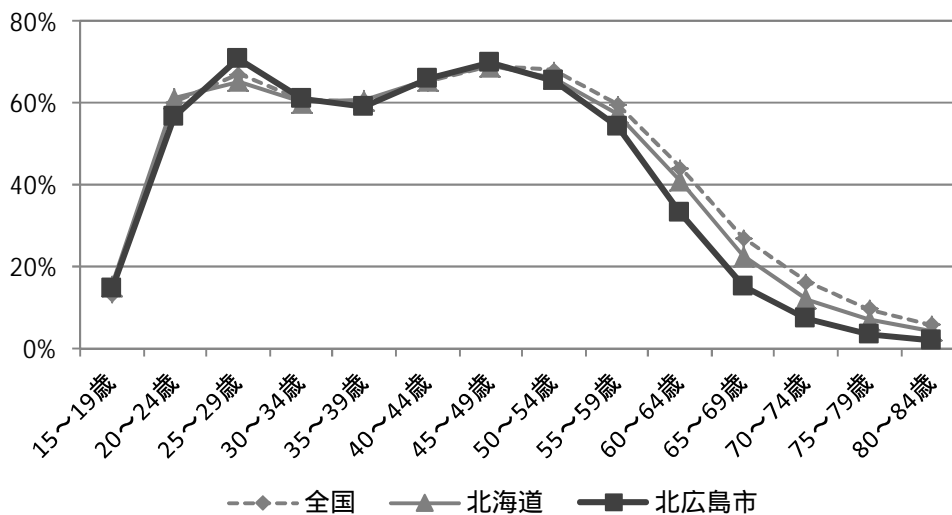
また、平成22年における年齢別就業率は、第一のピークとなる25～29歳で全国よりも高くなっています。

女性の年齢別就業者数の推移



出典：国勢調査[総務省]

女性の年齢別就業率（平成22年）



出典：国勢調査[総務省]の年齢別就業者人口から算出

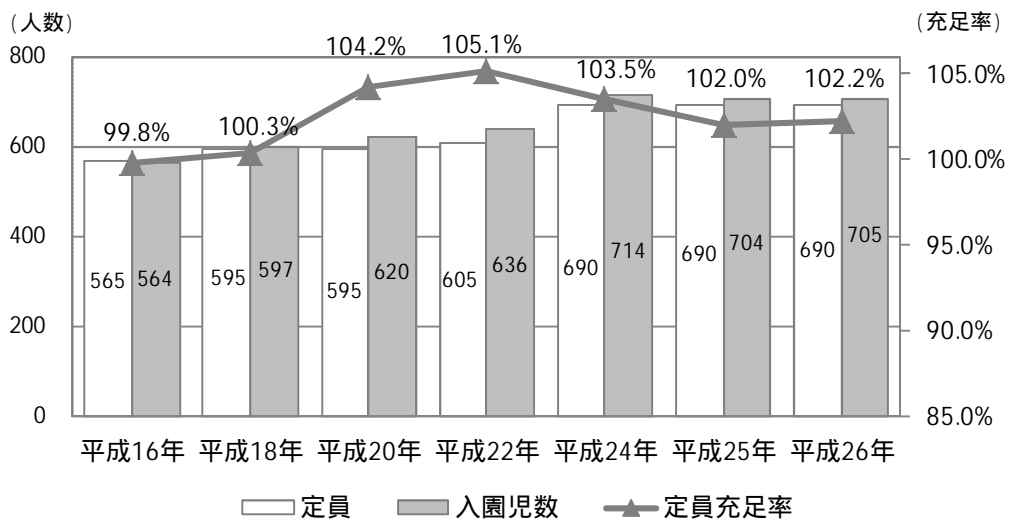
### 3 保育所の状況

現在、市内の認可保育所は公立3園、私立6園で運営されており、生後7週目から5歳児までを対象に受け入れを行っています。また、認可外保育所は1園あります。

保育所の待機児童対策として、これまで保育所の増設および増改築など定員増加の対策を行うとともに、保育士の増員により定員以上の入園を促進し、平成18年以降は定員充足率が100%を超えた状態が続いています。

5歳未満の児童数が年々減少傾向の中、保育所の園児数は増加傾向にありましたが、平成24年から横ばいの状況となっています。

園児数と定員充足率の推移（各年4月1日）



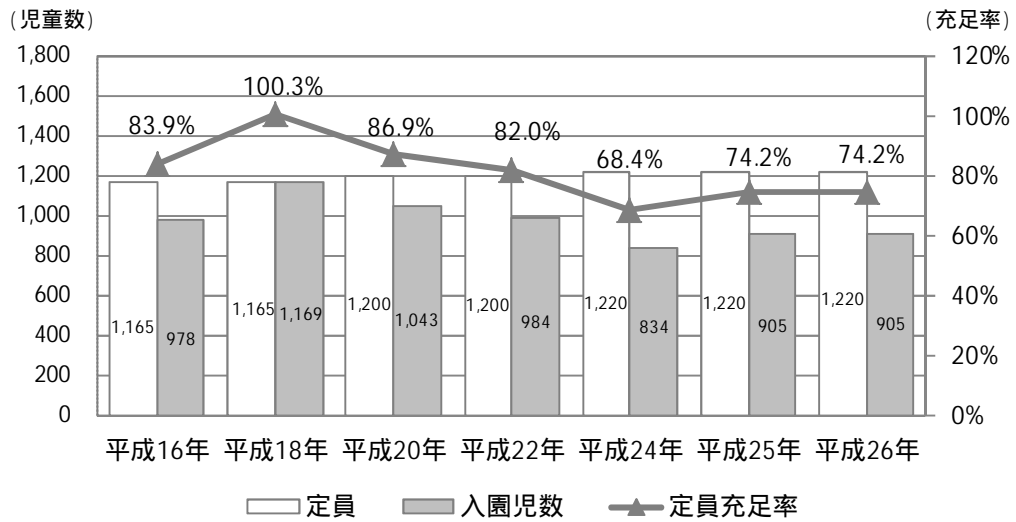
出典：北広島市児童家庭課

## 4 幼稚園の状況

市内の幼稚園は、いずれも私立で8園あります。

平成18年には定員を超える入園状況となっていました。定員の増加や児童人口の減少により、平成26年には905人が入園し、定員充足率は74.2%となっています。

園児数と定員充足率の推移（各年5月1日）



出典：学校基本調査

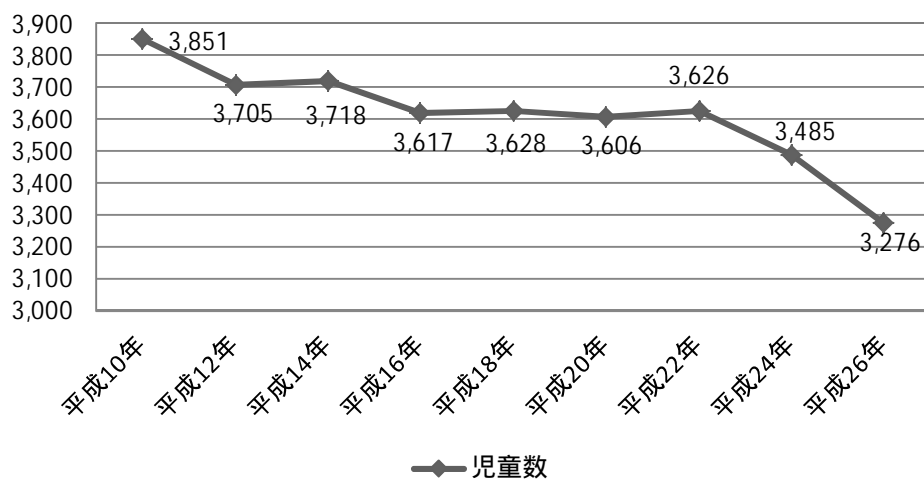
## 5 小学校・中学校の状況

### (1) 小学校の状況

市内の小学校は平成22年までは10校でしたが、平成23年4月に西の里小学校陽香分校を設置し、平成24年4月に広葉小学校と若葉小学校が双葉小学校に、高台小学校と緑陽小学校が緑ヶ丘小学校にそれぞれ統合され、現在は9校となっています。

平成10年には3,851人だった児童数は、平成26年には3,276人となり、概ね減少傾向にあります。

学校数・児童数の推移（各年5月1日現在）



	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
学校数	10	10	10	10	10	10	10	9	9
児童数	3,851	3,705	3,718	3,617	3,628	3,606	3,626	3,485	3,276

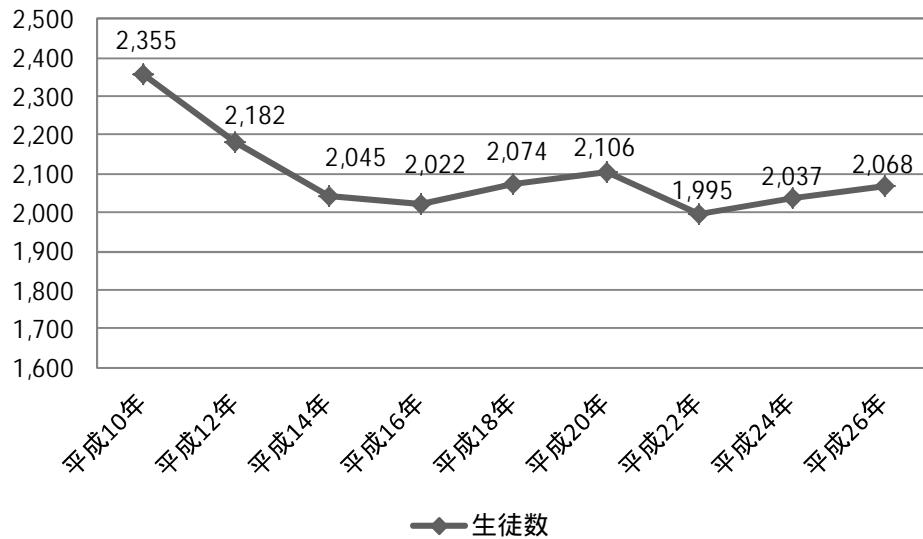
出典：学校基本調査

## (2) 中学校の状況

現在、市内の中学校は公立7校、私立1校の計8校となっています。

平成10年には2,355人だった生徒数は、概ね減少傾向にありましたが、平成22年から増加に転じています。

学校数・生徒数の推移（各年5月1日現在）



	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
学校数	6	6	6	7	7	7	8	8	8
生徒数	2,355	2,182	2,045	2,022	2,074	2,106	1,995	2,037	2,068

出典：学校基本調査

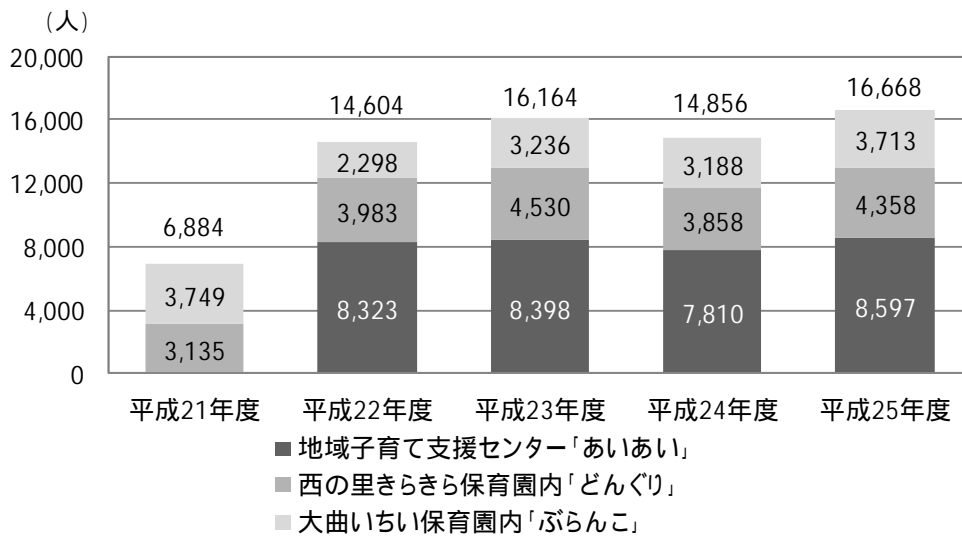
## 6 地域子ども・子育て支援事業の状況

### (1) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

地域子育て支援拠点事業は、平成22年5月に常設の地域子育て支援センター「あいあい」を開設し、西の里きらきら保育園内「どんぐり」、大曲いちい保育園内「ぶらんこ」と合わせて3か所で運営を行っています。

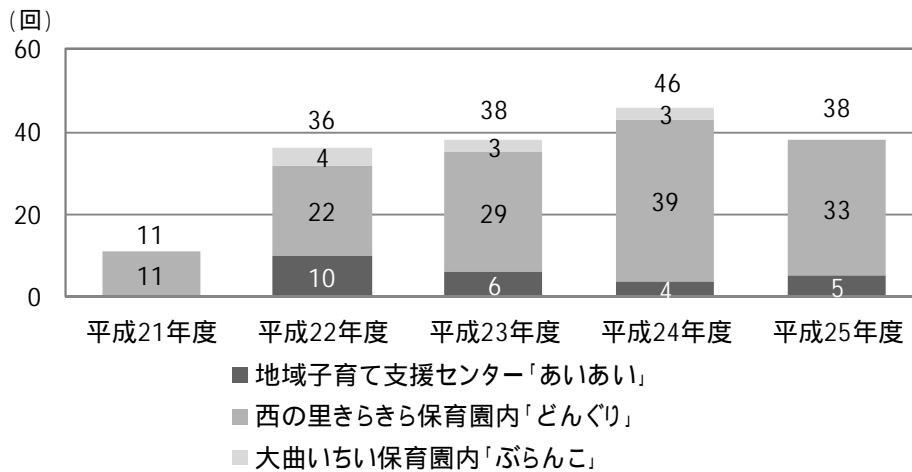
地域子育て支援拠点事業では、みんなの広場や子育て講座、子育て相談など、親子が気軽に集い、相談や交流ができるようなサポートを行っているだけでなく、子育てサークル立ち上げの相談や支援を行っています。

利用者数(各年度実績)



出典：北広島市児童家庭課

サークル支援回数(各年度実績)



出典：北広島市児童家庭課

**(2) 妊婦健康診査事業**

妊娠中の異常を早期に発見し、適切な医療につなげ、母子の健康増進を図るため妊婦健康診査費を助成します。受診票を発行することで費用負担の軽減を図り、定期受診を促し、妊婦の健康と胎児の発育を守ります。

本市では、妊婦一般健康診査受診票を14回分、超音波検査受診票を6回分発行しています。また、必要な方には、妊婦精密健康診査受診票を発行します。

**妊婦一般健康診査・超音波検査受診者数の推移（各年度実績）**

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
受診者数 1	601	548	499	492	514

1 受診者数：各年度中に1回以上受診した人数

出典：北広島市健康推進課

**(3) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）**

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問しています。親子の健康状態と育児状況や養育環境などの確認や助言を行い、子育てに関する情報提供等を行っています。また、産後うつ病、虐待リスクの早期対応のためのアンケートを実施しています。

**乳児家庭全戸訪問事業訪問実績数等の推移（各年度実績）**

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
訪問対象家庭数	405	357	344	310	306
家庭訪問実績数	393	344	334	305	296
実施率	97.0%	96.4%	97.1%	98.4%	96.7%

出典：北広島市健康推進課

**(4) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業**

養育支援訪問事業では、望まない妊娠や妊婦健診の未受診等により妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭や育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭を保健師が訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を実施しています。

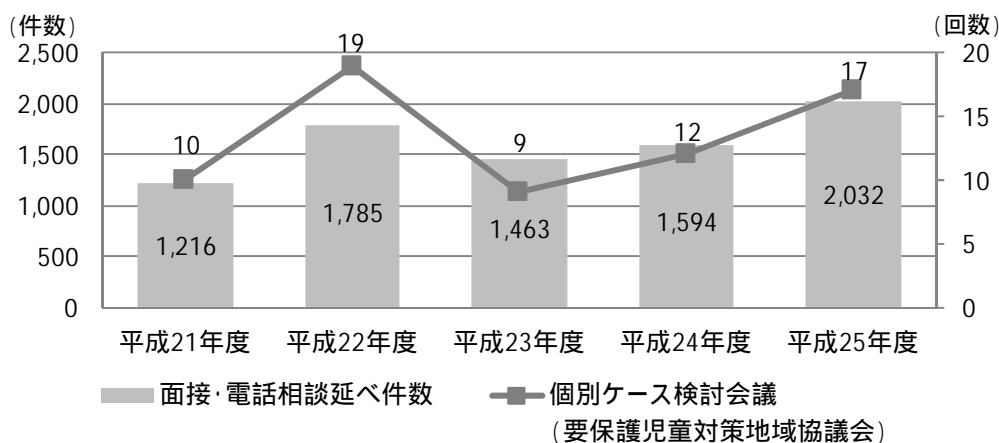
**養育支援訪問事業訪問実績数の推移（各年度実績）**

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
養育支援訪問実績数	6	4	6

出典：北広島市健康推進課

養育支援が必要な家庭や児童虐待に関する相談を面接や電話で受け付けています。また「北広島市要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要支援児童等に対する支援の内容に関する協議を行っています。

相談件数と個別ケース検討会議回数の推移（各年度実績）



出典：北広島市児童家庭課

### (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

児童の保護者が病気などの理由によって家庭で児童の養育が困難なとき、一時的に児童養護施設で養育する事業を実施しています。

現在、社会福祉法人聖母会天使の園と社会福祉法人北光社ふくじゅ園の2か所で実施しています。

#### ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）

児童の保護者が、一時的に子どもを養育することが困難になった場合に預かる事業です。

#### トワイライトステイ事業（夜間養護等事業）

ひとり親世帯の保護者が、夜間に子どもを家庭で養育することが困難になった場合に預かる事業です。

子育て短期支援事業の推移（各年度実績）

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
ショートステイ事業	実施か所数	1	1	1	1	2
	利用実人数	4	0	3	3	6
	延べ利用日数	19	0	80	66	42
トワイライトステイ事業	実施か所数	-	-	1	1	2
	利用実人数	-	-	1	1	0
	延べ利用日数	-	-	6	78	0

出典：北広島市児童家庭課

**(6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)**

育児や介護を受けたい人と行える人たちが会員になり、有料で援助しあう会員組織の事業です。協力会員数は伸び悩んでいますが、利用会員数は堅調に伸びています。延長保育など他保育事業の充実化の影響もあり、利用件数は年度により増減がある状況です。

子育て援助活動支援事業の会員数と利用件数推移(会員数:各年度末実績、利用件数:年度実績)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
協力会員数	56	59	53	58	55
利用会員数	235	287	326	363	417
両方会員数 (協力会員&利用会員)	14	20	21	22	24
利用件数	1,356	863	731	602	983

出典：北広島市児童家庭課

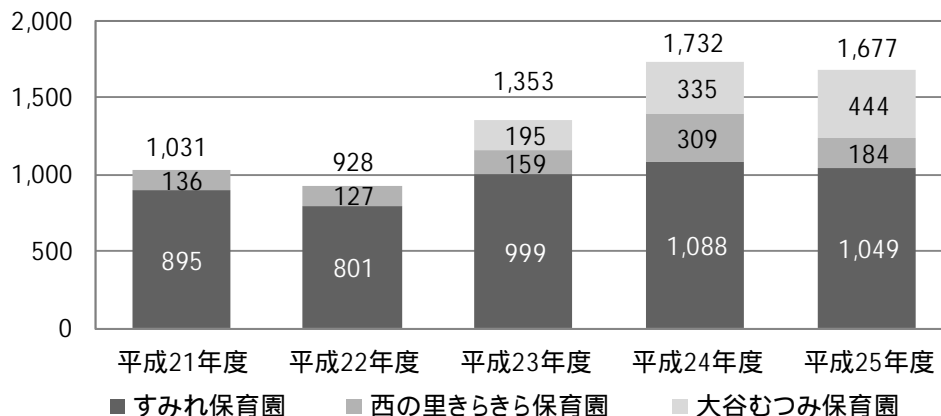
**(7) 一時預かり事業**

現在は、すみれ保育園、西の里きらきら保育園、大谷むつみ保育園の3か所で一時預かりを実施しています。また、すみれ保育園では休日保育も実施しています。

年度により増減はあるものの、利用者数は平成21年度から概ね増加傾向にあります。

一時預かり事業の利用者数推移(各年度実績)

(延べ人数)

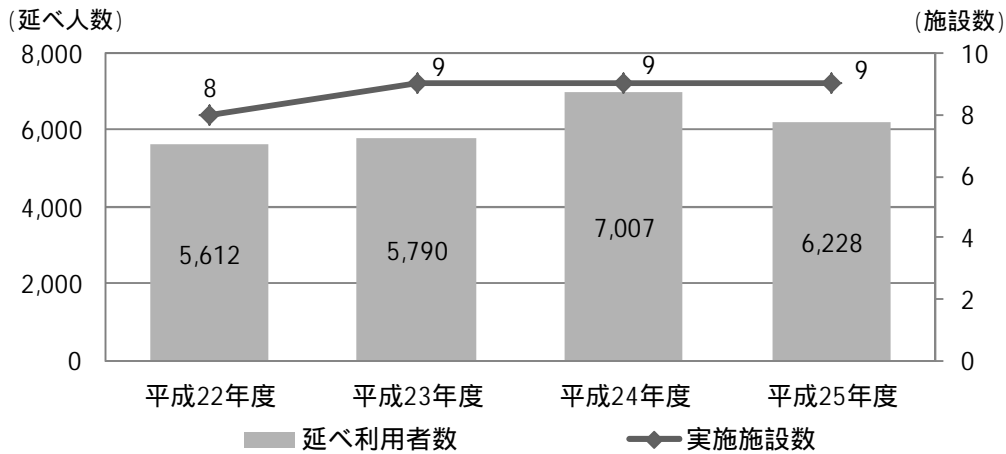


出典：北広島市児童家庭課

(8) 延長保育事業

保育時間は、7時30分から18時30分まで（園によっては7時から18時まで）ですが、朝（30分）または夜（30分または1時間）の延長保育を市内全9園で実施しています。利用者数に増減はあるものの需要は高く、多くの方に利用されています。

延長保育事業の実施施設数と利用者数推移（各年度実績）

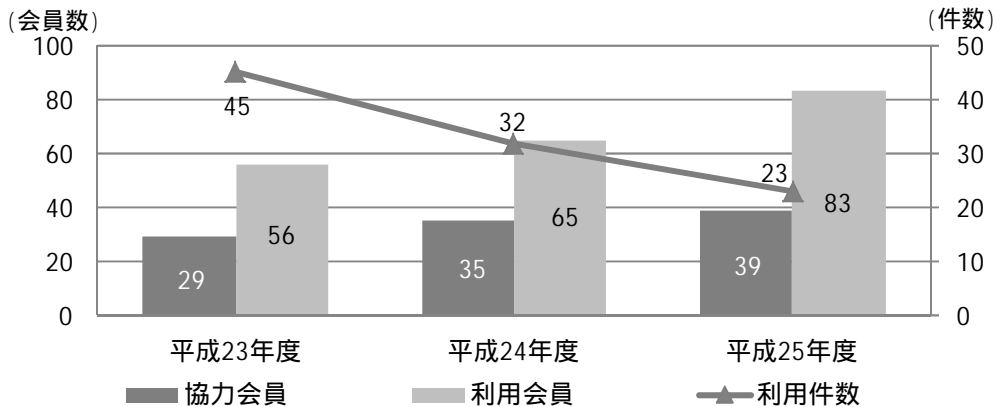


出典：北広島市児童家庭課

(9) 病児保育事業（病児・緊急対応強化学業）

本市における病児・病後児保育は、有料で援助しあう会員組織の事業である緊急サポートネットワーク事業として平成23年度に始まりました。会員数は堅調に伸びています。

病児・緊急対応強化学業の会員数と利用件数推移（会員数：各年度末実績、利用件数：年度実績）

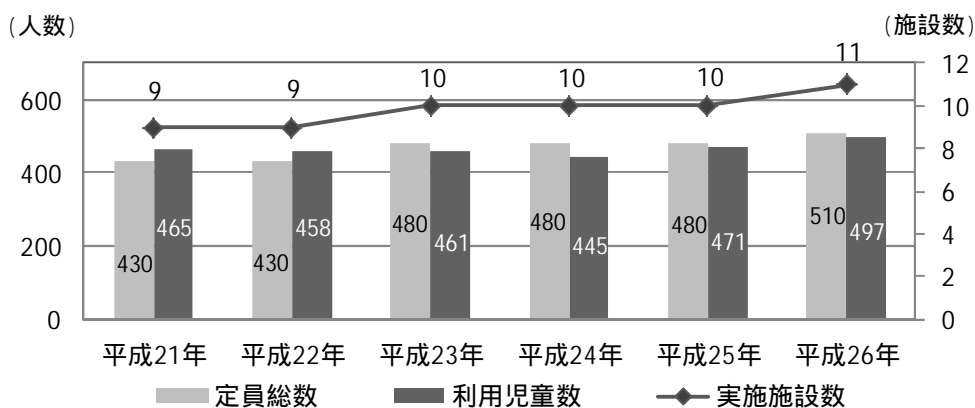


出典：北広島市児童家庭課

(10) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

学童クラブは、保護者が就労、疾病その他の理由により昼間家庭にいない小学生を対象に実施しています。待機児童の解消や狭隘対策として、平成22年11月に北の台第二学童クラブを開設、23年4月に大曲学童クラブを移転・拡大、26年4月に西の里第二学童クラブを開設し、現在は11か所で運営しています。また、利用希望者の多い学童クラブでは、指導員を増員し定員以上の受け入れを行っています。

学童クラブの定員総数、利用児童数、実施施設数の推移(各年4月1日現在)



出典：北広島市児童家庭課

学童クラブ別利用児童数の推移(各年4月1日現在)

小学校区	学童クラブ	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
緑ヶ丘小	北広島学童	51	50	50	36	33	40
大曲小	大曲学童	59	70	61	62	67	68
西の里小	西の里学童	58	60	60	50	66	48
	西の里第二学童	-	-	-	-	-	20
東部小	東部学童	44	32	34	47	49	66
双葉小	広葉学童	48	45	44	47	62	58
大曲東小	大曲東学童	56	46	48	43	42	46
	大曲東第二学童	41	39	37	30	28	24
北の台小	北の台学童	69	79	46	53	45	38
	北の台第二学童	-	-	27	25	25	35
西部小	西部学童	39	37	54	52	54	54

出典：北広島市児童家庭課

## 7 母子保健事業の状況

妊産婦期から乳幼児期へのライフステージに応じた事業を展開し、母子保健の充実を図っています。

### (1) 妊産婦保健

#### 妊婦健康診査事業（再掲）

妊娠中の異常を早期に発見し、適切な医療につなげ、母子の健康増進を図るため妊婦健康診査費を助成します。受診票を発行することで費用負担の軽減を図り、定期受診を促し、妊婦の健康と胎児の発育を守ります。

本市では、妊婦一般健康診査受診票を14回分、超音波検査受診票を6回分発行しています。また、必要な方には、妊婦精密健康診査受診票を発行します。

	平成25年度実績		
	実受診数 <sup>1</sup>	延べ受診数	受診率 <sup>2</sup>
妊婦一般健康診査・超音波検査	514	5,548	97.2%

1 実受診数：平成25年度中に1回以上受診した人数

2 受診率：平成25年3月～平成26年2月までに妊娠届出をした方のうち平成25年度中に1回以上受診した割合

出典：北広島市健康推進課

#### マタニティスクール

妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得と仲間づくりを目指し、妊婦体操や呼吸法、栄養指導などを実施しています。

父親も参加するマタニティスクール両親コースや、マタニティスクール参加者が出産後に再会する機会をつくり、育児の仲間づくりを支援するマタニティスクールクラス会も実施しています。

	平成25年度実績			備 考
	実施回数	実参加数	延べ参加数	
マタニティスクール	5コース	30人	105人	4回1コース
マタニティスクール両親コース	5回	36組 70人	-	実施5回の内 定例4回、前年度延期 開催1回
マタニティスクールクラス会	5回	40組	-	(市主催分)

出典：北広島市健康推進課

(2) 乳幼児保健

乳幼児健康診査

心身の異常の早期発見、離乳・育児・生活指導に適した時期に乳幼児健診を行い、発育・発達、母子関係等を把握し、育児支援を行っています。

また、虫歯予防のため、1歳から就学前までの幼児に歯科健診、フッ化物塗布、歯科相談を行っています。

		平成25年度実績			
		対象者数	実受診数	延べ受診数	受診率
乳児健診	3か月児	362	357	363	98.6%
	6か月児	287	276	284	96.2%
	10か月児	339	316	332	93.2%
1歳6か月児健診		394	377	-	95.7%
3歳児健診		444	420	-	94.6%
フッ素塗布		-	241	328	-

出典：北広島市健康推進課

乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）（再掲）

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問しています。親子の健康状態と育児状況や養育環境などの確認や助言を行い、子育てに関する情報提供等を行っています。また、産後うつ病、虐待リスクの早期対応のためのアンケートを実施しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問対象家庭数	405	357	344	310	306
家庭訪問実績数	393	344	334	305	296
実施率	97.0%	96.4%	97.1%	98.4%	96.7%

出典：北広島市健康推進課

養育支援訪問事業（再掲）

望まない妊娠や妊婦健診の未受診等により妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭や育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭を保健師が訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を実施しています。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
養育支援訪問実績数	6	4	6

出典：北広島市健康推進課

育児交流会等

育児交流会では、地域で孤立せずに育児ができるよう、母子保健推進員が中心になって地区会館などで親子交流の場をつくっています。また、育児グループなどの依頼に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士などが出向き、健康についての講座を実施しています。

	平成25年度実績		備考
	実施回数	参加人数	
育児交流会	5コース	実79組、延べ138組	2回1コース
ふたご・みつごの育児交流会	4回	15組43人	
出前健康講座	13回	304人	

出典：北広島市健康推進課

### (3) その他

#### 育児相談

電話により、妊産婦や保護者からの育児に関する個別の相談を受けています。

		平成 25 年度延べ相談数
相談内容	母性保健・育児支援	27 件
	小児保健	238 件

出典：北広島市健康推進課

#### 家庭訪問

子育てに不安のある方や悩みのある方、近くに相談できる人がいないといった保護者の家庭等に訪問し、子育て支援を行っています。

	平成 25 年度実績		備 考
	実人数	延べ人数	
妊婦	4	7	
産婦	313	343	乳児家庭全戸訪問を含む
新生児・乳児	305	331	乳児家庭全戸訪問を含む
未熟児	28	31	乳児家庭全戸訪問を含む
幼児	110	136	乳児家庭全戸訪問を含む

出典：北広島市健康推進課

#### 母子保健推進員活動

市から委嘱を受けた母子保健推進員が、妊婦さんやお子さんがある家庭を訪問し、心配事や体調の確認、育児交流会などを紹介しています。

	平成 25 年度実績	
	実報告数	延べ報告数
妊婦	197	283
産婦	228	310

出典：北広島市健康推進課

#### 子ども虐待予防ケアマネジメント事業

妊娠届出時のアンケートや赤ちゃん訪問時に行うアンケート等の結果に基づいて、検討会を行っています。

(実件数)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ハイリスク妊婦ケース検討	-	42	88	63	83
赤ちゃん訪問ケース検討	104	83	70	54	70
子育て検討会	26	32	27	39	31

出典：北広島市健康推進課

## 8 相談事業の状況

### (1) 相談事業の状況

市では、相談員を配置して児童の発達や子育て等に関する各種の相談事業を行い、育児不安の解消や子育て知識の普及に努めています。

事業名	担当	内容
家庭児童相談	児童家庭課	養育、発達、虐待等要保護児童の措置・指導
母子・父子自立相談	児童家庭課	ひとり親家庭等の生活・経済相談・自立支援、DV等
子どもの権利相談	児童家庭課	親子関係、学校関係など、子どもの権利侵害に関する相談
育児相談	健康推進課	妊娠や育児に関すること
	地域子育て支援センター	育児に関すること
療育相談	こども発達支援センター	心や体の発達、言葉の発達などに関すること
障がい児相談	福祉課	障がい児に関すること
教育相談	青少年課	教育全般、いじめ、不登校に関すること
子どもサポートセンター相談	青少年課	家庭生活、学校生活、発達の不安などに関すること
心の教育相談	青少年課	悩み、不安、いじめ、不登校などに関すること

上記以外の子ども・子育てに関する相談機関等としては、民生委員児童委員、母子保健推進員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、スクールカウンセラー、千歳保健所、北海道中央児童相談所、北海道立特別支援教育センター等があります。

また、児童福祉法に基づく児童家庭支援センターが社会福祉法人聖母会「天使の園」に設置され（エンゼルキッズこども家庭支援センター）、子どもの悩み、子育ての悩みなどの相談に応じています。

### (2) 主な相談件数の状況

#### 家庭児童相談（実・延べ件数）

	養護相談	保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計	延べ相談件数
平成24年度	58	1	38	1	9	9	116	1,594
平成25年度	81	0	37	1	19	3	141	2,032

#### 母子・父子自立相談（延べ件数）

	生活一般	児童	経済的支援・生活援護	その他	計
平成24年度	1,058	624	393	0	2,075
平成25年度	1,174	573	488	0	2,235

#### 子どもの権利相談（延べ件数）

	計
平成25年度	15

療育相談（延べ件数）

	就学前	小学生	計
平成 24 年度	270	35	305
平成 25 年度	215	27	242

教育相談件数（青少年電話相談を含む）（延べ件数）

	就学前	小学生	中学生	高校生・成人	計
平成 24 年度	0	14	95	9	118
平成 25 年度	1	45	62	6	114

子どもサポートセンター相談件数（延べ件数）

	電話	面談（来室）	家庭・ 学校訪問	計
平成 24 年度	56	307	33	396
平成 25 年度	54	336	37	427

心の教室相談員（小学校 8 校）（延べ件数）

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	保護者 ほか	計
平成 24 年度	2	11	26	16	32	73	17	177
平成 25 年度	2	11	28	27	40	68	18	194

心の教室相談員（中学校 6 校）（延べ件数）

	1 年生	2 年生	3 年生	保護者ほか	計
平成 24 年度	38	37	74	63	212
平成 25 年度	47	28	60	46	181

## 9 子どもの権利条例

### (1) 北広島市子どもの権利条例制定の背景

世界では今なお多くの児童が、貧困、飢え、武力紛争、虐待等の困難な状況に置かれています。このため国連は、児童の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的に、1989年（平成元年）に「児童の権利に関する条約」を採択しました。日本は1994年（平成6年）にこの条約を批准し、条約の理念実現を目指して、様々な立法や行政措置を進めています。

条約の理念実現には、国だけでなく、子どもの生活に一番身近な地方自治体も子ども施策として取り組むことが大切です。そのためには、地方自治体の法律である条例によって子どもの権利を定め、その条例に基づき子ども施策を進めることが必要となります。

北広島市子どもの権利条例は、基本的人権の尊重を定めている「日本国憲法」と「児童の権利に関する条約」に基づき、北広島市としての子どもの権利を定めたものであり、条約の理念実現を目指す市の子ども施策の基盤として、平成24年6月28日に制定されました。

### (2) 条例によって推進されること

子どもが他者との関わり方について理解を深め、社会的に成長すること

子どもは自分の権利が尊重されるだけでなく、他人の権利も尊重することが大切であることを学び、また、そのことを通して社会における他者との関わりについて理解を深めていきます。

大人が子どもの権利について理解を深めること

大人は、子どもが成長発達する過程で保護や援助が必要な存在であり、基本的人権が尊重されなければならないことについて認識を深め、子どもの権利についての理解を深めます。

侵害された子どもの権利の回復

子どもの権利侵害を救済し、権利の回復を支援する救済委員会が設置され、権利の保障が実効性のあるものとなります。

### (3) 条例で定めている子どもの権利

子どもが成長していくために、特に大切な権利を4つに分けて定めています。

- 1 安心して生きる権利
- 2 守り、守られる権利
- 3 健やかに育つ権利
- 4 参加する権利

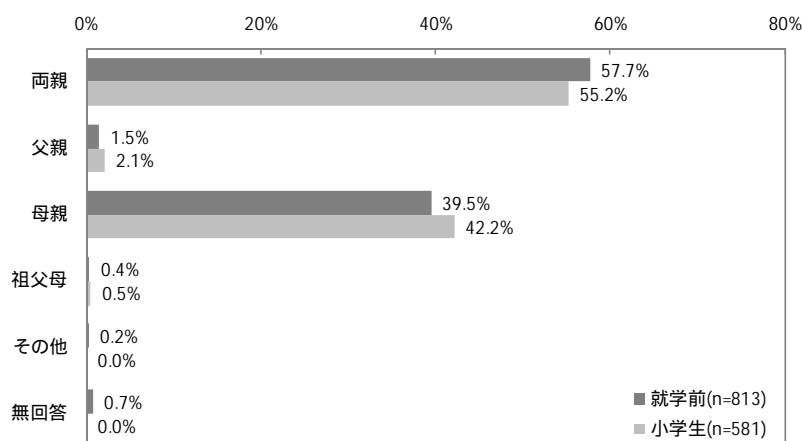
## 10 アンケート調査結果の概要

本計画の策定にあたり、子育て中の世帯の生活実態や意見・要望などを把握するため、就学前児童（0～5歳）および小学生（6～11歳）の保護者を対象に、北広島市「子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査を実施しました。（配付数は、就学前児童の保護者 1,500 票、小学生の保護者 1,000 票。回収率は、就学前児童 54.2%、小学生 58.1%）以下に、主な結果を示します。

グラフの中の「n = 813」などの表記は、その属性の回答者数です。

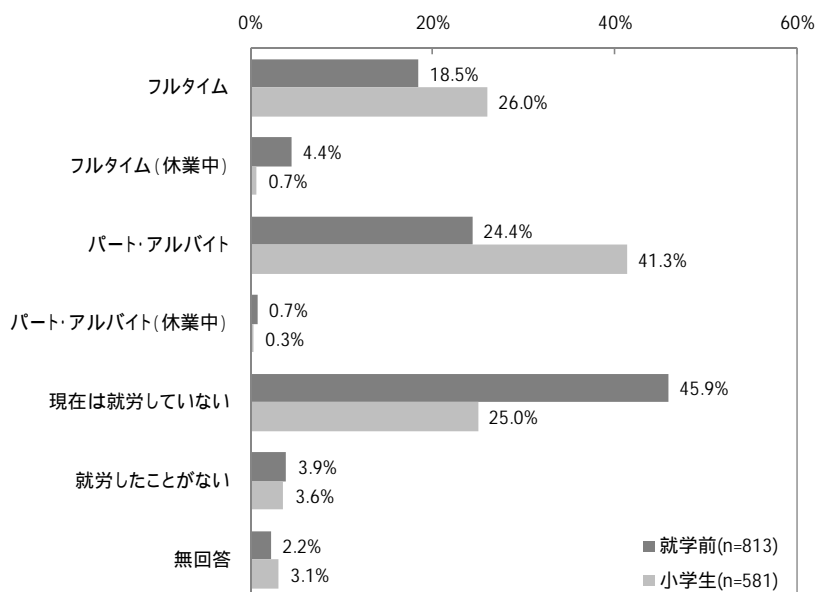
### （1）子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人は、就学前児童、小学生ともに「両親」が5割を超え、次いで「母親」が4割前後となっています。



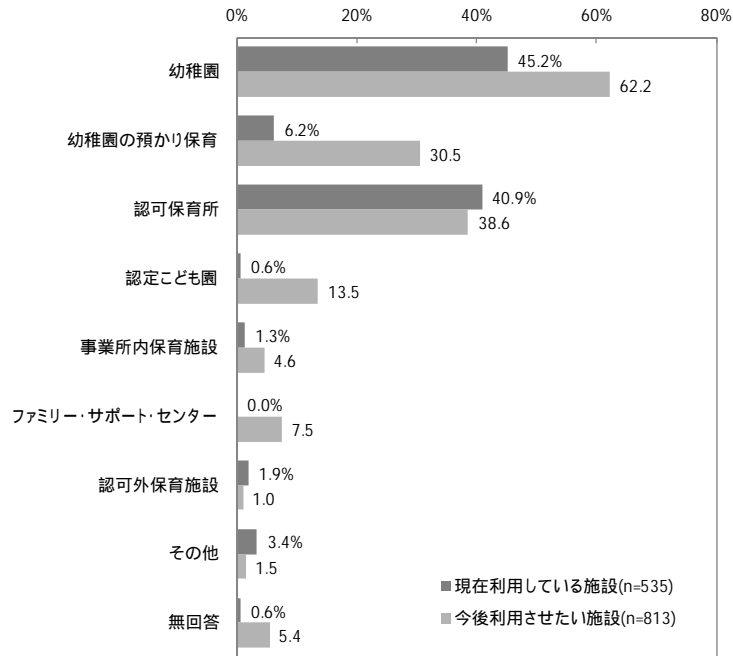
### （2）母親の就労状況

就学前児童の母親は、就労中（「フルタイム」「パート・アルバイト」の合計）は42.9%となっており、半数弱の母親は子育てをしながら就労している状況です。また、小学生の母親は67.3%が就労中で、就学前と比べると約24ポイント高い就労状況となっています。



(3) 教育・保育施設の利用意向

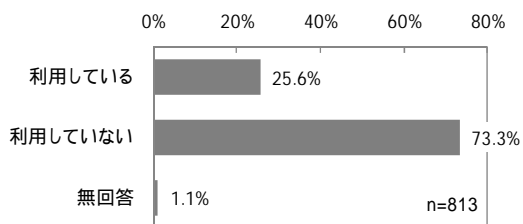
現在の利用状況は「幼稚園」「認可保育所」がともに4割を超えていますが、今後利用させたい施設では「幼稚園」が62.2%、「認可保育所」が38.6%となっており、教育への意向がうかがえます。また、今後利用させたい施設で「認定こども園」は13.5%となっています。



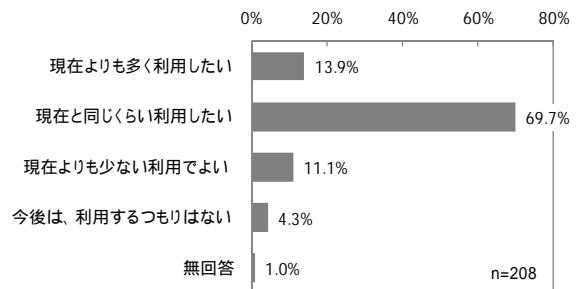
(4) 地域子育て支援センターの利用状況と利用意向

地域子育て支援センターを「利用している」は25.6%、「利用していない」は73.3%となっており、利用している人の中では「現在と同じくらい利用したい」が69.7%を占めています。

【現在の利用状況】

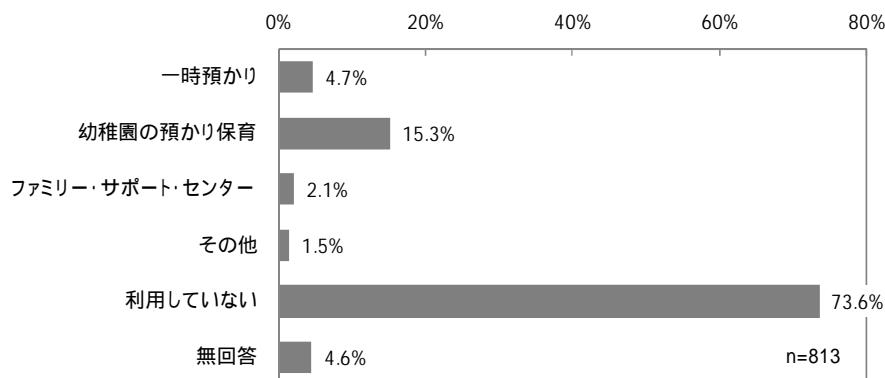


【今後の希望利用頻度】



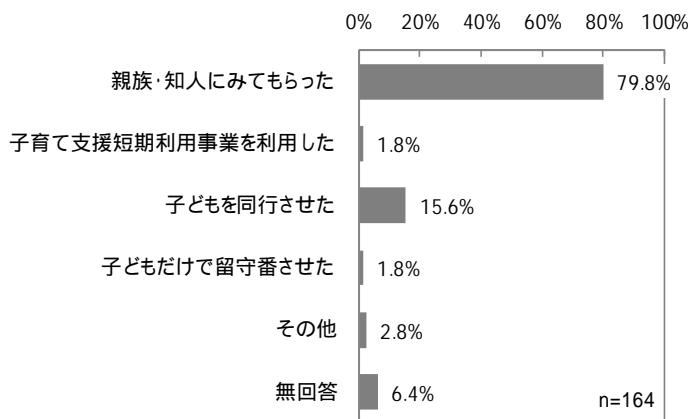
(5) 一時預かり等の利用状況

一時預かり等の利用状況は、「利用していない」が73.6%を占めています。利用している人の中では「幼稚園の預かり保育」が15.3%で最も多く、次いで「一時預かり」(4.7%)が続いています。



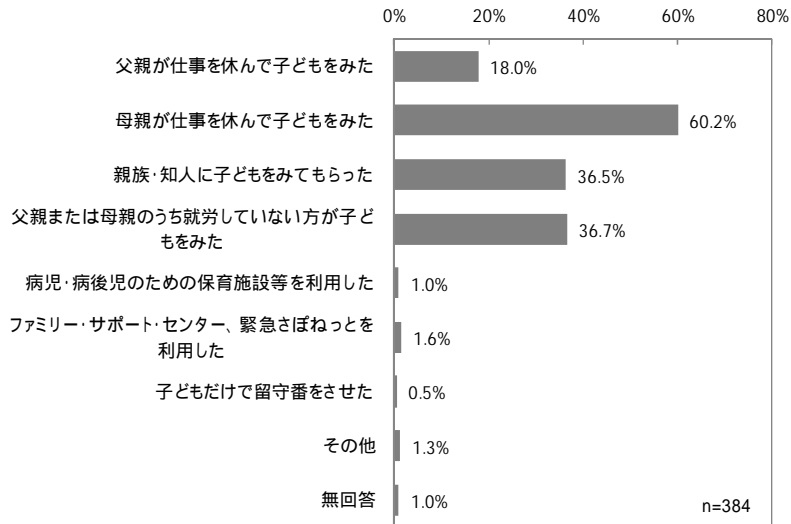
(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)の利用状況

子どもを泊りがけで家族以外の人にみてもらわなければならないことがあった人の対処方法は「親族・知人にみてもらった」が79.8%を占め、「子育て支援短期利用事業を利用した」は1.8%にとどまっています。



(7) 病児・病後児保育の利用状況

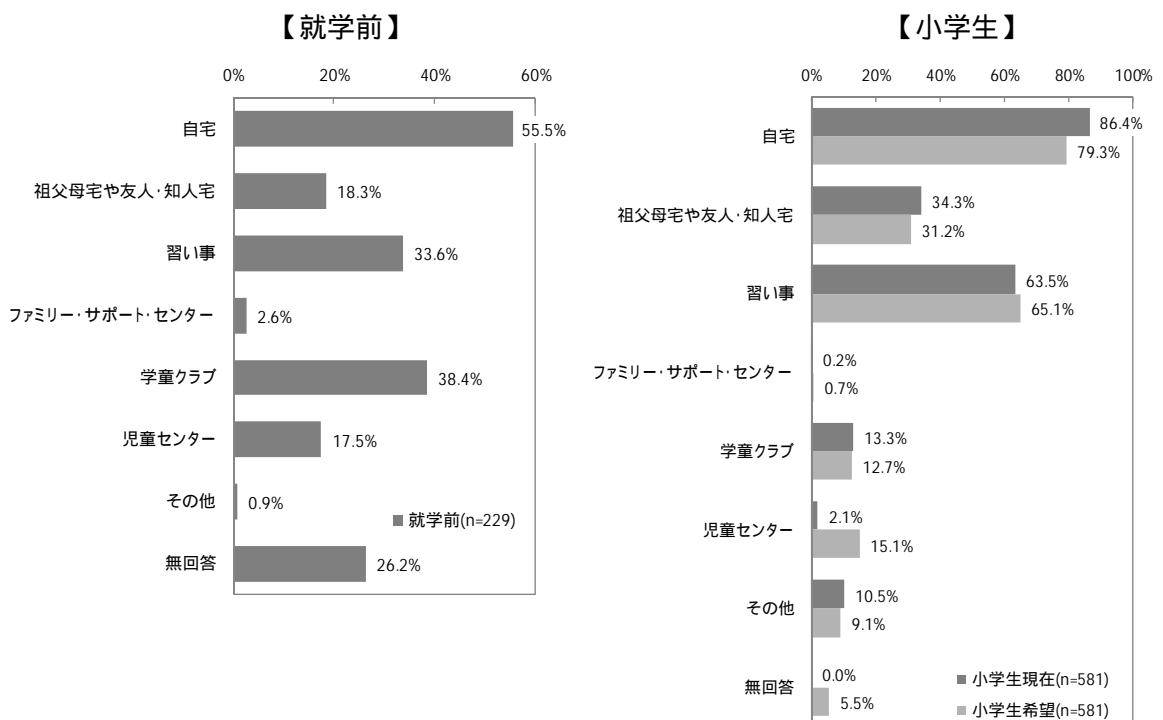
子どもが病気やけがで幼稚園・保育所などを利用できなかったことがあった人の対処方法は、「母親が仕事を休んで子どもをみた」が60.2%で最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」がそれぞれ約37%となっています。



(8) 子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方

就学前児童の小学校就学後の放課後の過ごし方は、「自宅」(55.5%)、「学童クラブ」(38.4%)、「習い事」(33.6%)の順で多くなっています。

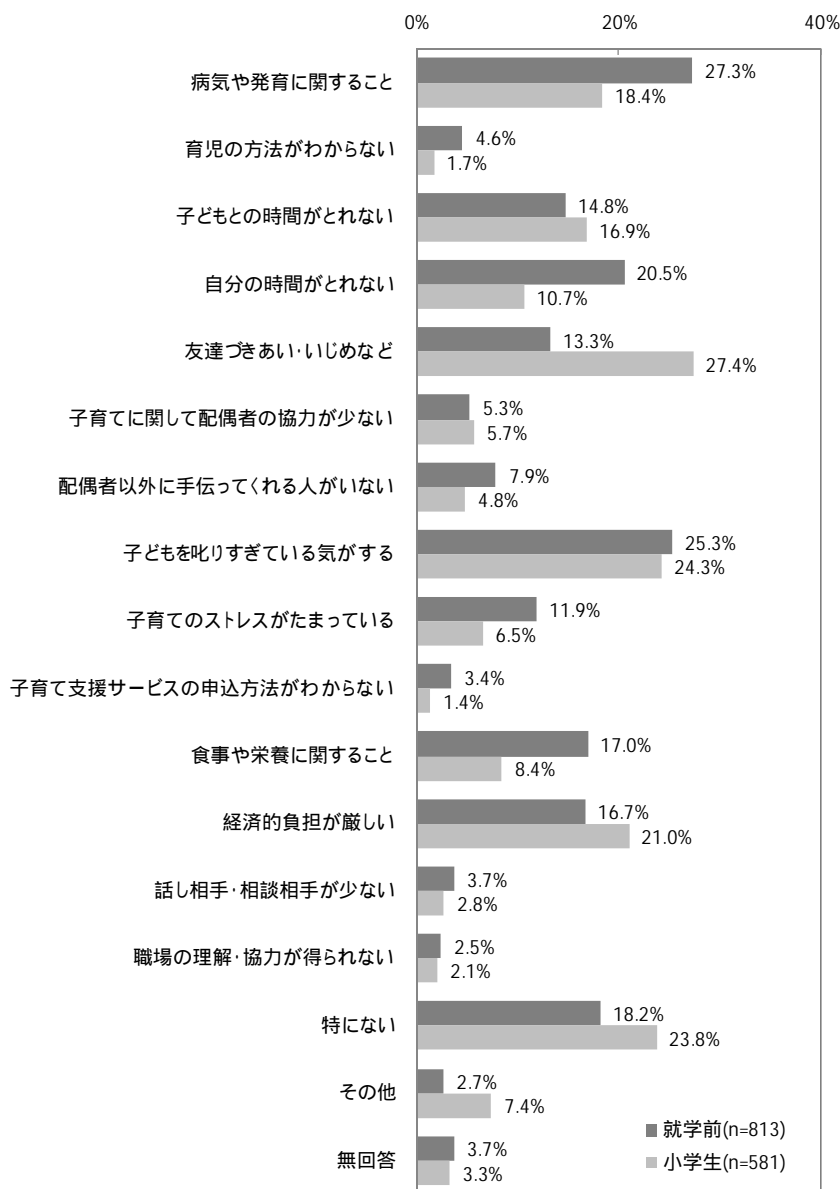
小学生は、現在過ごしている場所、今後過ごさせたい場所ともに「自宅」、「習い事」、「祖父母宅や友人・知人宅」の順で多くなっています。



(9) 子育てに関して日頃悩んでいること

就学前児童の保護者が子育てに関して日頃悩んでいることは、「病気や発育に関すること」が27.3%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎている気がする」(25.3%)、「自分の時間がとれない」(20.5%)と続いています。

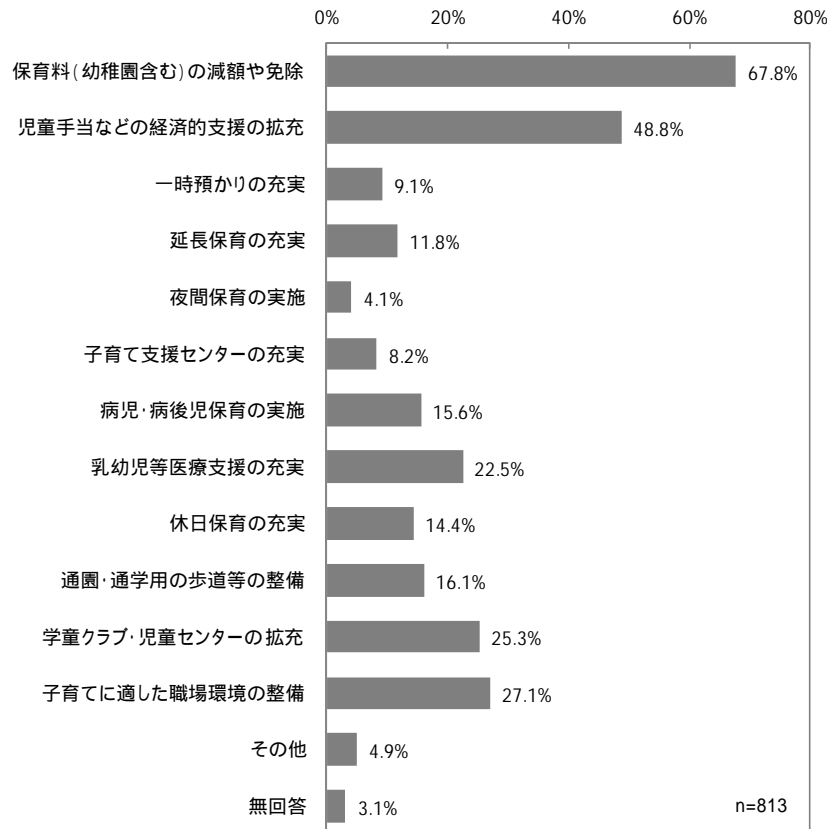
小学生の保護者は、「友達づきあい・いじめなど」が27.4%で最も多くなっており、就学後になると子どもの人間関係に関する悩みが増加する結果となっています。



(10) 市が取り組むべき子育て支援策(就学前児童の保護者)

今後、市が取り組むべき子育て支援策としては、「保育料(幼稚園含む)の減額や免除」(67.8%)と「児童手当などの経済的支援の拡充」(48.8%)の比率が高く、経済的支援を求める声が多くなっています。

次いで、「子育てに適した職場環境の整備」(27.1%)、「学童クラブ・児童センターの拡充」(25.3%)と続いており、仕事と子育ての両立に関する支援策が多くなっています。

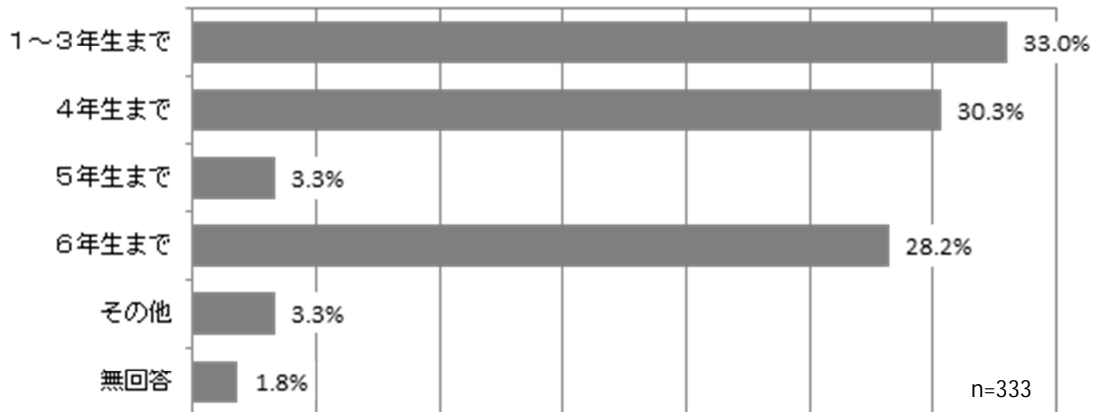


(11) 学童クラブの運営に関するアンケート調査結果

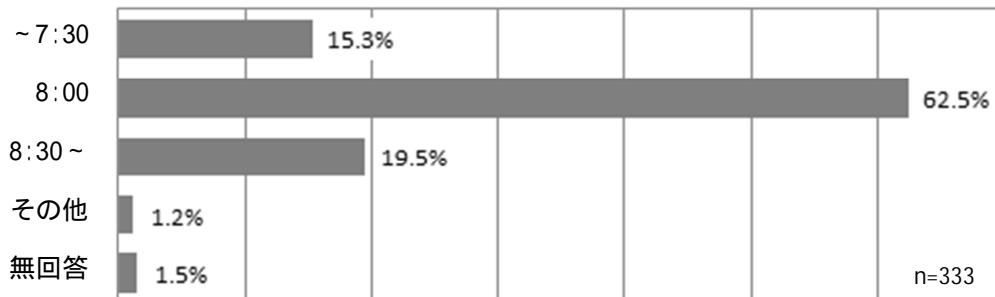
学童クラブの利用意向、開所時間の希望などを把握するため、学童クラブ入所児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。(配付数は、464票。回収率は、71.8%)以下に、主な結果を示します。

グラフの中の「n=333」の表記は、回答者数です。

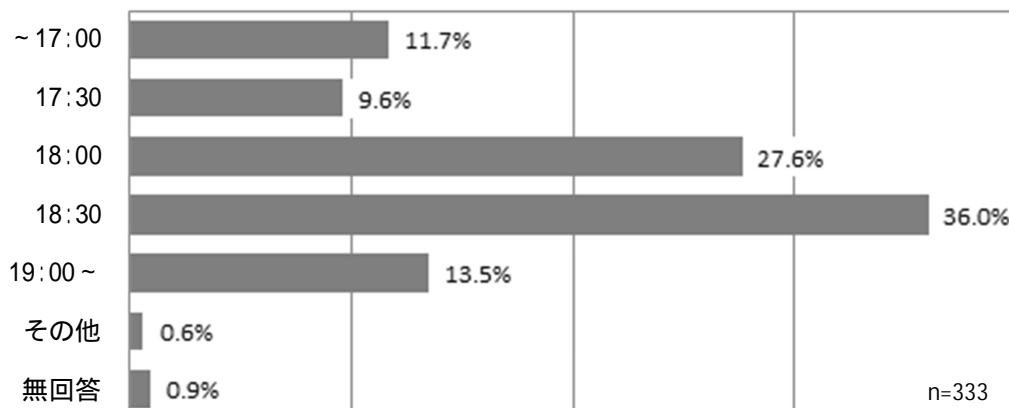
入所させたい学年



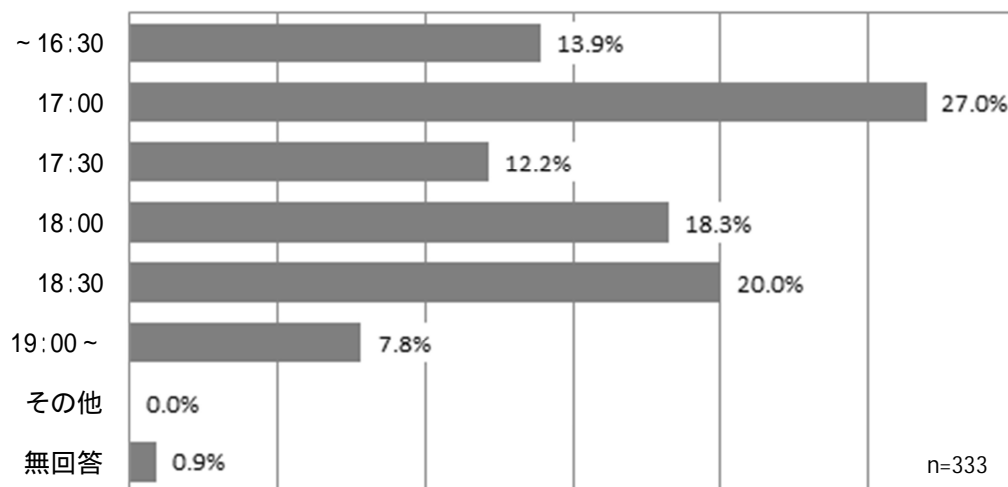
土曜日・休校日の開所時刻



平日の開所時刻



土曜日の閉所時刻



## 第3章 すくすくみらいプラン（北広島市次世代育成支援対策推 進行動計画後期行動計画）の実施状況

### 1 重点施策の実績と評価

重点施策として数値目標を設定した6つの施策は、それぞれ計画策定時点の目標値を達成しています。特に、従来からの課題となっている（1）保育所の定員拡大と保育サービスの充実、（2）放課後児童健全育成事業の充実については、設定した目標を上回る実績となりました。

#### （1）保育所の定員拡大と保育サービスの充実

取組みの内容	平成 26年度 目標	平成 26年度 見込み	取組み実績
保育所の定員拡大	定員 640人	定員 690人	公立3園、私立6園の認可保育所で定員は690人。待機児童対策として、保育士の増員により定員以上の入所を促進。認可外保育所においては、当初見込みを大きく上回り、定員以上の入所児童数で保育を実施。
保育所の施設整備	継続	実施	平成22年に稲穂保育園、はだかんぼ保育園、大曲いちい保育園の増築。 平成23年に大谷むつみ保育園を開設。
延長保育の実施拡大	8園	9園	延長保育を全園で実施。朝の延長保育も2園で実施。
一時預かり事業の推進	3園	3園	一時預かり事業を公立1園、私立2園で実施。
休日保育の実施	1園	1園	すみれ保育園にて実施。

#### （2）放課後児童健全育成事業の充実（学童クラブ運営事業）

取組みの内容	平成 26年度 目標	平成 26年度 見込み	取組み実績
学童クラブの施設環境整備 既存施設の狭隘解消	9か所  実績見込 460人  定員 440人	11か所  実績見込 497人  定員 510人	平成22年11月に北の台第二学童クラブを開設し、10か所の運営を継続（定員470人）。平成23年4月に大曲学童クラブを移転（定員480人）。平成26年4月に西の里第二学童クラブを開設（定員510人）。大曲東学童クラブの屋根を改修。入所希望者の多い学童クラブについては、指導員を増員し、定員以上の受け入れを実施。

#### （3）児童館の整備

取組みの内容	平成 26年度 目標	平成 26年度 見込み	取組み実績
児童館の新設	3か所	3か所	北広島団地児童センターを平成26年度に開設。

**(4) 常設の子育て支援センターの整備**

取組みの内容	平成 26年度 目標	平成 26年度 見込み	取組み実績
常設の基幹となる子育て支援センター整備	専用施設 1か所  保育所 2か所	専用施設 1か所  保育所 2か所	平成22年5月に常設の地域子育て支援センター「あいあい」を開設し、大曲いちい、西の里きらきらの3か所で運営継続。平成23年4月から出前講座みんなの広場を北広島団地地域交流ホーム「ふれて」で月1~2回実施。平成23年5月からシルバー子育てサポート事業を実施、サポーター登録数9人。60歳以上の市民ボランティアが昔遊びや子育ての知恵を伝承。

**(5) 家庭児童相談室の充実**

取組みの内容	平成 26年度 目標	平成 26年度 見込み	取組み実績
相談体制の充実	相談員 2人	相談員 3人	平成23年4月から家庭児童相談員(母子・父子自立支援員兼務)3人の相談員体制とし、相談受付時間を9:00~17:00に延長(平成22年度は9:30~16:00)。

**(6) 放課後子ども教室の開設**

取組みの内容	平成 26年度 目標	平成 26年度 見込み	取組み実績
モデル地区での開設	1か所	1か所	大曲小学校で放課後子ども教室を開級。コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーターを配置。登録児童数237人(平成25年度実績)。開催回数40回、延べ参加児童数3,013人(平成25年度実績)。

**2 今後の課題****(1) 保育ニーズの高まりへの対応**

子育て世代の女性の就業者数は以前と比べて増加しており、アンケート調査の結果でも、母親の就労意向が高くなっていることがうかがえます。

このような状況の中、保育所・幼稚園の入園状況をみると、就学前児童の減少傾向の中、保育所の入園者数は横ばいの状況にあります。保育所では施設の増設や増改築などの対応を行い定員の拡大に努めるとともに、保育士の増員による定員を超える受け入れを行っていますが、保育ニーズに完全に対応できている状況とは言えません。

子育て家庭における働き方が変化している中、今後、認定こども園への移行を含めた幼稚園等の既存施設の活用を図ることや、地域型保育サービスの参入促進など、保育サービスの拡充を今後予想される少子化を見据えた上で計画的に進めることが求められます。

**(2) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の充実と児童館の整備**

アンケート調査の結果では、就学前児童の母親よりも小学生の母親の就労率は高くなっており、小学生の子どもを持つ母親への仕事と子育ての両立支援が求められていることがわかります。

学童クラブは、入所需要に対応するため、施設の増設や移転等を行い定員拡大に努めてきました。しかし、施設の確保が難しく、指導員を増員して定員を超える受け入れを行っている学童クラブでは、一人当たりのスペースは、児童が快適に過ごせる広さとは言い難い状況となっています。

放課後に児童が快適に過ごせる居場所を確保するため、入所需要が見込まれる小学校区においては、児童一人当たりのスペースに配慮し、計画的に施設整備を行う必要があります。アンケート調査によると、入所対象学年の拡大と開所時間の延長に対する保護者のニーズが高く、今後対応していく必要があります。

平成26年度、北広島団地地区に市内3か所目の児童センター（児童館）を開設しました。アンケート調査では、児童館に対する保護者のニーズは高く、地域において子どもたちが自主的に参加し、自由に遊べ、安全・安心して過ごせる居場所として、計画的に整備を進めることが求められています。

### （3）子育て家庭を支える環境づくり

これまで本市では、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の解消に向けて、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場づくりを進めてきました。

地域子育て支援センターの利用者数は概ね増加傾向にありますが、アンケート調査における地域子育て支援センターの利用率は高いとは言えない状況です。また、ファミリー・サポート・センター事業は、会員数は増加しているものの、利用者数は年によって開きがあります。

アンケート調査から、病気や発育に関することや、子どもの叱り方や接し方など、子育てに関して悩んでいること、気になることがある保護者の姿がうかがえます。

そのため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども・子育て家庭が、妊娠期から安心して子育てができるよう、仲間づくりの支援や専門化による相談・助言などの支援を充実化させていくことが求められています。また、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の整備を図るため、医療支援の充実とともに、子育て家庭に対する経済的支援等の充実が求められています。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本市における前計画「北広島市次世代育成支援対策推進行動計画」では、「すべての親が安心して子育てできる環境づくり、すべての人が命の大切さを感じる環境づくり、すべての子どもが健やかに育つ環境づくり」という基本理念の下、施策を推進してきました。また、北広島市総合計画では、「子育て支援・人づくり」を重点プロジェクトとしています。

北広島市子ども・子育て支援プランの基本理念を設定するにあたり、国が示す理念との調和を図るとともに、子どもや子育て家庭を取り巻く状況、本市の地域特性などを踏まえ、次の基本理念を定め、本市が行政として取り組むべき方向性を位置づけます。

子育てには子どもの成長に伴い喜びや感動があります。みんながそうした喜びや感動を分かち合えるよう、家庭、学校、地域、職域等が一体となって、孤立しがちな子育てや育児の悩みを抱える家庭を支援し、子育ての不安感や負担感の軽減を図り、子育てがしやすいまち、子育てが楽しいまちを目指し、子どもが健やかに育つまちづくりを進めます。

#### **すべての子どもの最善の利益が尊重される環境づくり**

子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めていきます。

#### **すべての親が安心して子育てできる環境づくり**

北広島市の未来のために、すべての市民が安心して子育てができるような環境づくりを進めていきます。

#### **すべての人が命の大切さを感じる環境づくり**

豊かな心で、笑いに満ちたあたたかな雰囲気の中で、豊かな子育てをすることができ、親も子ども幸せを感じられ、『いのち』あることの大切さをもう一度認識できる、まちになるように取り組んでいきます。

#### **すべての子どもが健やかに育つ環境づくり**

北広島市は、クラーク博士の「青年よ大志をいだけ」の遺志を引き継ぎ、大きな夢と希望を持つまちです。この地で生まれ、遊び、学び、育つ、次代を担う人材の育成に努めます。

## 2 基本目標と基本施策

基本目標	基本施策
1 地域における子育ての支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における子育て支援サービスの充実</li> <li>保育サービスの充実</li> <li>子育て支援のネットワークづくり</li> <li>子どもの健全育成</li> <li>地域における人材育成</li> </ul>
2 母性と子どもの健康の確保と増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策</li> <li>学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実</li> <li>「食育」の推進</li> <li>子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり</li> <li>小児医療の充実</li> </ul>
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>次代の親の育成</li> <li>子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備</li> <li>家庭や地域の教育力の向上</li> <li>子どもを取り巻く有害環境対策の推進</li> </ul>
4 子育てを支援する生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>良質な住宅および良好な居住環境の確保</li> <li>安全な道路交通環境の整備</li> <li>安心して外出できる環境の整備</li> <li>安全・安心まちづくりの推進等</li> </ul>
5 職業生活と家庭生活との両立の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し</li> <li>仕事と子育ての両立のための基盤整備</li> </ul>
6 子育てまでの各段階における切れ目ない支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフステージに応じた支援</li> </ul>
7 子どもの安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの交通安全を確保するための活動の推進</li> <li>子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</li> <li>被害に遭った子どもの保護の推進</li> </ul>
8 社会的支援を必要とする子どもなどへの取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止対策の充実</li> <li>ひとり親家庭の自立支援の推進</li> <li>障がい児施策の充実等</li> </ul>
9 子どもの権利の保障の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>北広島市子どもの権利に関する推進計画の策定</li> </ul>

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 子ども・子育て支援新制度の概要

#### (1) 制度の目的

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

平成27年度(平成27年4月)から施行されるこの制度は、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的としています。

#### (2) 子ども・子育て支援新制度の主なポイント

「施設型給付」と「地域型保育給付」の創設

幼児期の学校教育と、保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に共通の仕組みで公費(給付)対象となり、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)と小規模保育等への給付(地域型保育給付)が創設されました。

子ども・子育て支援給付の種類	対象事業
施設型給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育所</li> <li>・認定こども園</li> </ul>
地域型保育給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育(利用定員6人以上19人以下)</li> <li>・家庭的保育(利用定員5人以下)</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所内保育</li> </ul>
児童手当	

教育・保育施設利用における3つの認定区分

幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定(認定区分)します。

利用手続きについては、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありません。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満	(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育

地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭と子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していきます。

地域子ども・子育て支援事業（13事業）
利用者支援事業
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
妊婦健康診査事業
乳児家庭全戸訪問事業
養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
一時預かり事業
延長保育事業
病児保育事業（病児・病後児保育事業）
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
実費徴収に係る補足給付を行う事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

基礎自治体（市町村）が実施主体

市町村は制度の実施主体として「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援を提供する責務を負います。

子ども・子育て会議の設置

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置しました。

市町村での合議制機関となる地方版子ども・子育て会議の設置については努力義務とされていますが、北広島市では条例で設置しています。

## (3) 児童数の推計値

## 就学前児童数の推計値

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳	298	286	275	265	255	246
1歳	337	325	312	300	289	278
2歳	382	354	341	328	315	303
3歳	406	400	371	357	344	330
4歳	429	418	412	382	367	354
5歳	492	438	427	421	390	375
合計	2,344	2,221	2,138	2,053	1,960	1,886

住民基本台帳人口（平成22年～25年各年12月末現在）に基づき、コーホート変化率法による推計

## 小学生児童数の推計値

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
6歳	458	502	447	435	429	398
7歳	511	459	503	448	436	430
8歳	513	516	463	508	452	440
9歳	497	515	518	465	510	454
10歳	596	502	521	524	470	516
11歳	622	599	504	523	526	472
合計	3,197	3,093	2,956	2,903	2,823	2,710

住民基本台帳人口（平成22年～25年各年12月末現在）に基づき、コーホート変化率法による推計

## 2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

北広島市においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）提供区域を次のとおり設定します。

### （1）教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	全市（1地区）	<p>教育・保育提供区域は、全市とする。</p> <p>【理由】</p> <p>区域設定を狭くすることにより、既存の施設の立地状況が区域ごとの量の見込みに対応していない区域があり、人口の減少傾向の中で、効率的、効果的な量の調整や確保が難しい。</p> <p>市内の幼稚園については、すべて送迎バスの運行を行っており、市内全域から教育方針等、園の特色によって利用施設が選択されていることから、区域を分けることは利用実態と異なることとなる。</p> <p>保育所については、自宅近くで希望する場合のほか、通勤経路または勤務地近くを希望する場合があります、区域を分けることは利用実態と異なるケースが想定される。</p>
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
利用者支援事業	全市(1地区)	市の面積や人口規模から全市とする。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	全市(1地区)	提供体制、利用状況を踏まえ、現状どおり全市とする。
妊婦健康診査事業	全市(1地区)	受診者が希望する医療機関を選択し受診する事業であり、現状どおり全市とする。
乳児家庭全戸訪問事業	全市(1地区)	訪問型の事業であり、現状どおり全市とする。
養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	全市(1地区)	支援の必要な人に対し、市内全域を対象に実施している事業であり、現状どおり全市とする。
子育て短期支援事業	全市(1地区)	提供体制、利用状況を踏まえ、現状どおり全市とする。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	全市(1地区)	提供体制、利用状況を踏まえ、現状どおり全市とする。
一時預かり事業	全市(1地区)	教育・保育施設で実施されることから、教育・保育施設と同様に全市とする。
延長保育事業	全市(1地区)	各保育所で実施しており、教育・保育施設と同様に全市とする。
病児保育事業(病児・病後児保育事業)	全市(1地区)	提供体制、利用状況を踏まえ、現状どおり全市とする。
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	小学校区	現状どおり、小学校区とする。

### 3 教育・保育の需要量および確保方策

教育・保育提供区域ごとに、計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」、「量の見込み」に対応する教育・保育施設および地域型保育事業による提供体制および実施時期を定めます。

1号認定(3~5歳)	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(必要利用定員総数)		730	702	674	639	615
確保方策(提供定員総数)	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
過不足		490	518	546	581	605
2号認定(3~5歳)	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(必要利用定員総数)		476	459	440	417	402
確保方策(提供定員総数)	428	447	460	460	460	460
過不足		-29	1	20	43	58
3号認定(1・2歳)	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(必要利用定員総数)		205	197	189	182	175
確保方策(提供定員総数)	188	194	199	199	199	199
過不足		-11	2	10	17	24
3号認定(0歳)	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(必要利用定員総数)		103	99	96	92	89
確保方策(提供定員総数)	74	89	101	101	101	101
過不足		-14	2	5	9	12
2号認定3号認定合計	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(必要利用定員総数)		784	755	725	691	666
確保方策(提供定員総数)	690	730	760	760	760	760
過不足		-54	5	35	69	94

#### 確保方策と考え方

教育(1号認定)については、量の見込みが提供定員を下回っており、確保方策は必要ないと考えられます。

保育(2号・3号認定)については、各年齢で量の見込みが提供定員を超えており、提供体制の確保が必要ですが、平成31年度へ向けて量が落ち込んでいることから、全体を見越した確保方策が必要と考えられます。

認可保育所、認定こども園または特定地域型保育事業による施設の確保等により、平成27年度および28年度において定員を増加する提供体制の確保を目指します。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の提供

### (1) 利用者支援事業（新規）

子どもとその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供や必要に応じ相談・助言等を含めた支援を行う事業です。

子育てガイドを作成し、子育てに関する情報を子育て家庭や子育て支援者に提供します。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

#### 確保方策と考え方

0～5歳児の人口と地域子育て支援拠点の配置状況から、地域子育て支援センター「あいあい」1か所で実施することとし、各種制度に精通した職員を配置します。

### (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て相談、子育て講座、子育てサークル支援、情報提供等を実施する事業です。

本市では、地域子育て支援センター「あいあい」、西の里きらきら保育園内「どんぐり」、大曲いちい保育園内「ぶらんこ」の合計3か所で実施しています。

ニーズ調査による量の見込みの計算結果では、過去の利用実績よりもニーズ量が大幅に多い結果となりましたが、潜在的な需要があるものと判断し、ニーズ調査結果を量の見込みとしました。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み（人回/月）	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
確保方策	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
実施か所数	3	3	3	3	3
実施か所	地域子育て支援センター「あいあい」 西の里きらきら保育園内「どんぐり」 大曲いちい保育園内「ぶらんこ」				

#### 確保方策と考え方

現状の3か所で親子合わせて3,000人の受け入れが可能であり、量の見込み以上に確保していることから、現状を維持し、引き続き事業を行います。

### (3) 妊婦健康診査事業

妊娠中の異常を早期に発見し、適切な医療につなげ、母子の健康増進を図るため妊婦健康診査費を助成します。受診票を発行することで費用負担の軽減を図り、定期受診を促し、妊婦の健康と胎児の発育を守ります。

本市では、妊婦一般健康診査受診票を14回分、超音波検査受診票を6回分発行しています。また、必要な方には、妊婦精密健康診査受診票を発行します。

量の見込みの人数は、各年度で見込んだ0歳児全数を、健診回数は出生者数×1人あたり14回（1人あたり受診回数の最大可能回数）としてそれぞれ算出しました。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み[実人数]（人/年）		286	275	265	255	246
量の見込み[健診回数]（回/年）		4,004	3,850	3,710	3,570	3,444
確保 方策	実施体制（人/年）	286	275	265	255	246
	実施場所	医療機関				
	内容	妊婦一般健康診査（14回）、超音波検査（6回）、妊婦精密健康診査（必要時）				
	実施時期	母子健康手帳交付時に受診票を発行				

#### 確保方策と考え方

現状で対応可能と考えられることから、現状を維持し、引き続き事業を行います。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問しています。親子の健康状態と育児状況や養育環境などの確認や助言を行い、子育てに関する情報提供等を行っています。また、産後うつ病、虐待リスクの早期対応のためのアンケートを実施しています。

量の見込みは、各年度で見込んだ0歳児全数としました。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み[実人数]（人/年）		286	275	265	255	246
確保 方策	実施体制（人/年）	286	275	265	255	246
	実施機関	健康推進課				

#### 確保方策と考え方

現状で対応可能と考えられることから、現状を維持し、引き続き事業を行います。

**(5) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業**

養育支援訪問事業では、望まない妊娠や妊婦健診の未受診等により妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭や育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭を保健師が訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を実施しています。

「北広島市要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要支援児童等に対する支援の内容に関する協議を行っています。

量の見込みは、養育支援訪問事業について、過去の実施事業の実績から算出しました。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み合計(人/年)	7	7	7	6	6
確保方策(人/年)	7	7	7	6	6
実施機関	健康推進課				

量の見込みは、養育支援訪問事業の数値です。

**確保方策と考え方**

養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、現状を維持し、引き続き事業を行います。また、関係機関とも連携を図りながら対応します。

**(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)**

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。現在、天使の園、ふくじゅ園の2施設で対応しています。

量の見込みは、ニーズ調査結果の最大の数値としています。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(人日/年)	110	110	110	110	110
確保方策	110	110	110	110	110

**確保方策と考え方**

現状で対応可能と考えられることから、現状を維持し、引き続き事業を行います。

**(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)**

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

本市では、地域子育て支援センター「あいあい」で実施しています。

ニーズ調査結果を上回る利用実績があるため、直近で最大の利用実績を量の見込みとしました。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(人日/年)	980	980	980	980	980
確保方策 (ファミリー・サポート・センター)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

**確保方策と考え方**

現状で対応可能と考えられることから、現状を維持し、引き続き事業を行います。

**(8) 一時預かり事業**

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園在園児を対象とする一時預かりは、市内8幼稚園で実施しています。また、幼稚園在園児以外では、すみれ保育園、西の里きらきら保育園、大谷むつみ保育園の3か所で実施しています。

ニーズ調査結果を上回る利用実績があるため、直近で最大の利用実績を量の見込みとしました。

**幼稚園児対象**

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(人日/年)	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
1号認定(人日/年)	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
2号認定(人日/年)	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500
確保方策(幼稚園の預かり保育)	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000

**幼稚園在園児以外対象**

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(人日/年)	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
確保方策(保育所の一時預かり)	8,991	8,991	8,991	8,991	8,991

**確保方策と考え方**

現状で対応可能と考えられることから、現状を維持し、引き続き事業を行います。

**(9) 延長保育事業**

保育認定を受けた子どもについて、通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業です。

本市では、保護者の勤務形態の多様化に対応するため、通常 of 11 時間を超えて児童を預かる事業として平成 23 年度から本格的に実施し、現在は市内 9 保育所で実施しています。ニーズ調査結果を上回る利用実績があるため、直近で最大の利用実績を量の見込みとしました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日／年）	290	290	290	290	290
確保方策（延長保育事業）	350	350	350	350	350

**確保方策と考え方**

現状で対応可能と考えられることから、現状を維持し、引き続き事業を行います。

**(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）**

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや病気から回復しつつある子どもを医療機関や保育所に付設された専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

本市では、有料で互いに援助しあう会員組織のファミリー・サポート・センター事業の病児・緊急対応強化事業により、病児・病後児保育を行っています。

ニーズ調査による量の見込みの計算結果では、過去の利用実績よりもニーズ量が大幅に多い結果となりましたが、潜在的な需要があるものと判断し、ニーズ調査結果を量の見込みとしました。

利用者負担の軽減の検討を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日／年）	130	130	130	130	130
確保方策 （ファミリー・サポート・センター事業の 病児・緊急対応強化事業）	130	130	130	130	130

**確保方策と考え方**

現状で対応可能と考えられることから、現状を維持し、引き続き事業を行います。

将来的には病児保育事業の実施ができるよう関係機関との検討を進めていきます。

(11) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

保護者が就労、疾病その他の理由により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

本市では、市内の小学校に通学する1年生から3年生までの児童を対象に、全8小学校区で実施しています。

量の見込みの推計にあたっては、ニーズ調査結果と併せて、現在入所している児童の保護者を対象に、詳細な利用希望を把握するためのアンケート調査を行い、独自の方法で推計を実施しました。

量の見込みは、ニーズ調査による量の見込みを、アンケートによる結果を用いて補正した数値としました。

高学年児童の受け入れについては、平成27年度は4年生まで、平成28年度は5年生まで、平成29年度以降は全学年とする形で段階的に拡大していきます。

開所時間の拡大など、事業内容の充実を図ります。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
緑ヶ丘小学校区	量の見込み(実人数)	42	46	48	50	48
	確保方策	50	50	50	50	50
大曲小学校区	量の見込み(実人数)	87	102	110	110	111
	確保方策	86	111	111	111	111
西の里小学校区	量の見込み(実人数)	83	85	87	82	78
	確保方策	84	84	84	84	84
東部小学校区	量の見込み(実人数)	80	87	97	99	103
	確保方策	102	102	102	102	102
双葉小学校区	量の見込み(実人数)	63	68	73	72	68
	確保方策	64	80	80	80	80
大曲東小学校区	量の見込み(実人数)	79	84	85	86	83
	確保方策	90	90	90	90	90
北の台小学校区	量の見込み(実人数)	84	92	92	90	89
	確保方策	100	100	100	100	100
西部小学校区	量の見込み(実人数)	58	61	62	61	57
	確保方策	69	69	69	69	69
合 計	量の見込み(実人数)	576	625	654	650	637
	確保方策	645	686	686	686	686

**確保方策と考え方**

施設規模に基づく定員の拡大と学校の余裕教室や公共施設の活用、民間施設の借上げ等により施設を確保し、定員の拡大を図ります。東部小学校区と西部小学校区については、施設を確保し、大曲小学校区と双葉小学校区については、施設の確保を検討していきます。

**(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

対象者数や実際に負担する実費徴収の額等を調査し、事業の効果等を勘案した上で、事業実施について検討していきます。

**(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

新規参入施設等があった場合に、新規施設等に対する相談、助言等を行います。

**5 教育・保育の一体的提供の推進****(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方**

認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組みが進められています。

本市の就学前児童数の減少傾向、幼稚園と保育所の設置状況や保育の提供体制の確保の観点から、認定こども園の普及にあたり、既存幼稚園からの移行を中心に考えるものとします。

既存施設から認定こども園への移行については、教育・保育の量の見込み、財政状況等を考慮し、取組みを進めるものとします。また、国および道において財政支援メニューがある場合には、その活用を検討していくものとします。

**(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等**

幼稚園教育要領や保育所保育指針を踏まえ、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、幼稚園教諭と保育士による合同研修を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。

**(3) 質の高い教育・保育についての基本的考え方**

幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

私立幼稚園、私立保育所に対しては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、必要な支援を行います。

支援を必要とする子どもに対しては、北広島市障がい支援計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

#### (4) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

すべての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

#### (5) 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携の推進

地域型保育事業を利用する子どもが、満3歳以降も引き続き質の高い教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を図ります。

#### (6) 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、認定こども園、幼稚園および保育所は、小学校等と連携し、小学校教育への接続が円滑に行われるよう努めます。

連携を進めるため、情報提供の充実や幼稚園教諭、保育士、小学校教諭との合同研修を行います。また、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校間で、互いの子どもたちを招待するなどの機会を設け、交流の推進を図ります。

## 6 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保育所、認定こども園または特定地域型保育事業所による保育の定員増を図ることにより、産後休暇や育児休業期間満了時からの円滑な利用を確保するよう努めます。

平成27年度から地域子ども・子育て支援事業の利用者支援事業を実施することにより、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業等の様々な情報提供を行うとともに、保護者の相談にも対応します。

## 第6章 施策の総合的な展開

### 基本目標1 地域における子育ての支援

子どもにとって、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、子どもたちの健やかな育ちを保障するために、子育ての第一義的な責任は保護者や家庭に置きながらも、社会全体で子育てを支えていくネットワークづくりや、地域の様々な主体による連携の強化などを推進し、子育てをしやすい地域環境の整備を図る必要があります。

子育て家庭のニーズに応じた多様で総合的な支援を、量・質ともに充実した取組みとして進めていくことが重要です。

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

「第5章 子ども・子育て支援事業計画」で掲げた地域子ども・子育て支援事業を通じて、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

#### (2) 保育サービスの充実

「第5章 子ども・子育て支援事業計画」で記載しているとおり、保育サービスの確保を図ります。

#### (3) 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、地域における子育て支援サービス等のネットワークを利用し、サービスや事業などの情報を周知し、利用や参加を促進します。また、地域における各種子育て支援団体等の活動を支援し、子育て支援サービスのネットワークの形成を促進します。

推進事業名	事業の内容	担当
子育てガイドの作成	第5章 子ども・子育て支援事業計画の「利用者支援事業」に掲載。	地域子育て支援センター
地域子育て支援センター事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画の「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）」に掲載。	地域子育て支援センター

#### (4) 子どもの健全育成

子どもたちは、放課後、休日等において、公共施設では、児童館、学童クラブ、公園、体育館、図書館等を利用して、遊び、学習など様々な活動を行っています。

子どもの健全育成のために、児童館、公園等を計画的に整備するとともに、子どもたちが自主的に参加し、体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができるよう、社会教育事業、体育事業、交流事業等の振興や地域の子育てに関する活動の支援に取組み、安全・安心な居場所・遊び場づくりを進めます。

非行や不登校などからの立ち直りの支援、虐待や性的犯罪などから子どもを守る活動や環境浄化活動等に地域全体で取り組むなど、子どもの健全育成を図るため、子どもと子育て家庭の支援を図っていきます。

また、子育て家庭に対する経済的支援のため、奨学金の支給等の施策を実施します。

##### ア 公共施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成

推進事業名	事業の内容	担当
児童館の整備、運営の充実	児童の遊び場、居場所づくりのため、児童館の整備・運営を行います。	児童家庭課
街区公園の整備	子どもからお年寄りまで広く交流できるような街区公園の施設整備を行います。	都市整備課
公園施設長寿命化対策支援事業	公園利用の安全を図るため、老朽化した遊戯施設等の改築・更新を行います。	都市整備課
高齢者等と子どもの世代間交流の推進	保育所地域活動による高齢者との交流事業や児童館における異世代交流を開催します。	保育所ほか
社会教育事業による子ども向け講座の開催	子どもの学習や自然体験教室の開催、障がい児・者との交流を行います。	社会教育課
公民館事業による子ども向け講座の開催	子どもたちによる公民館普及事業や各公民館で子ども向け講座を行います。	社会教育課
図書館サービス提供事業	図書館を利用し、子どもが図書に親しむ機会を提供するとともに、児童書の充実による読書環境の整備により、子どもが読書に親しむ機会を提供します。	文化課 (図書館)
体育事業の推進	体育館、プール等を利用し、子どもがスポーツに親しむ機会を提供するとともに、スポーツ大会やセミナーなどを開催し、子どもたちの体力づくりを図ります。	社会教育課
スポーツ少年団活動の支援	スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりのための少年団の支援を行います。	社会教育課
青少年問題行動対策	専任指導員2人を配置し、青少年の指導、巡視を実施します。	青少年課
PTA 連合会の支援	各小中学校 PTA の連絡調整や教育の振興活動を行う PTA 連合会に対し補助を行います。	青少年課
教育相談事業の推進	家庭や学校の問題に対し、電話や面談で教育相談員が相談指導を行います。	青少年課
青少年電話相談の実施	家庭や学校、身体に関することなどの相談に、カウンセラーによる助言や他機関の紹介など問題解決を図ります。	青少年課
不登校対策事業の推進	不登校の予防や適応指導教室「みらい塾」を中心に学校復帰に向けた取組みと個別訪問指導を行います。 また、NPO 等と連携してひきこもりの子どもたちの支援を行います。	青少年課
学校との連携	各学校や警察と連携を図り、学校内外の児童・生徒の問題行動への対応と未然防止に努めます。	青少年課

推進事業名	事業の内容	担当
青少年健全育成連絡協議会の支援	学校や地域の方々が連携して行う、子どもたちの巡視や啓発など健全育成活動に対し補助を行います。	青少年課

#### イ 放課後子ども総合プラン

推進事業名	事業の内容	担当
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	第5章 子ども・子育て支援事業計画の「放課後児童健全育成事業」に掲載。	児童家庭課
放課後子ども教室の開設	放課後や長期休業中に小学校の余裕教室を活用して、子どもに学習や体育活動などの機会を提供します。 また、連携可能な放課後児童クラブ（学童クラブ）との一体的な展開を検討します（1か所）。	青少年課

#### ウ 経済的支援

推進事業名	事業の内容	担当
児童手当の支給	児童手当法に基づき中学校修了前の児童の家庭に手当を支給します。	児童家庭課
就学援助費の支給	生活困難家庭の児童・生徒に対して、就学のために必要な経費の経済的援助を行います。 平成26年度からは、支給品目にPTA会費・生徒会費・部活動費を追加して支給しています。	学校教育課
奨学金の支給	経済的理由で修学困難な学生で、かつ、学業が優秀な人に奨学金を支給します。	学校教育課
高等学校入学準備金の支給	経済的理由で入学・修学困難な学生に準備金を支給します。	学校教育課
乳幼児へのごみ袋の支給	満2歳未満の乳幼児がいる家庭に、普通ごみ用の指定ごみ袋を一定枚数無償で交付します。	環境課

### （5）地域における人材育成

子どもたちが地域のおとなと交流することにより社会性を身につけるとともに、地域に愛着がもてるよう、また、保護者が子育てに関する基礎知識や生活の知恵などを気軽に得られるよう、高齢者をはじめ様々な世代間交流を促進します。

また、ファミリー・サポート・センター事業を通じて、子育てを支援したい人と支援してほしい人との相互援助活動を行い、人材育成につなげます。

推進事業名	事業の内容	担当
シルバー子育てサポート事業の推進	常設の子育て支援センターを拠点に、シルバー世代が子育てアドバイスや昔遊び等の交流活動を行います。	地域子育て支援センター
ファミリー・サポート・センター事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画の「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」に掲載。	地域子育て支援センター

## 基本目標2 母性と子どもの健康の確保と増進

安心して子どもを産み育て、次代を担う子どもたちが心豊かで健康に成長するためには、妊娠期から切れ目ない支援体制の構築と充実が大切であり、保健・医療・福祉・教育などの分野が連携して総合的に支援を行うとともに、地域全体で子どもの健やかな成長を見守る環境づくりが求められています。

### (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに各種事業や関係機関との連携を強化することにより、妊娠期から切れ目ない支援を提供します。

推進事業名	事業の内容	担当
母子健康手帳の交付	妊娠届出にもとづいて、母子健康手帳を交付します。同時に妊娠期の健康と適切な食生活についての保健指導を行います。また、父親の積極的な育児参加のきっかけづくりとして、父子健康手帳を配布します。	健康推進課
ハイリスク妊婦把握・支援	妊娠届出時に「妊娠に関するアンケート」を妊婦対象に実施し、妊娠・出産や育児に不安を抱えている妊婦を早期に発見し、妊娠から育児までの期間を安心して過ごせるよう支援します。	健康推進課
妊婦健康診査事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画の「妊婦健康診査事業（妊婦健康診査費の助成）」に掲載	健康推進課
妊産婦健康相談	妊産婦の悩みや不安等に対し、保健師による面接や電話での相談、指導を行います。	健康推進課
マタニティスクール	4回を1コースとして、母乳育児や妊娠中の食事などの各種講話と交流会を行います。	健康推進課
マタニティスクール 両親コース	夫婦で協力して子育てをするイメージを持てるよう赤ちゃんのお風呂やおむつ交換の実習、妊娠疑似体験などを行います。	健康推進課
母子保健推進員活動	母子保健推進員が、妊娠中と出産後に各家庭を訪問し、状況確認や育児交流会等の各種事業の周知などを行い、妊産婦の孤立化を防ぎます。地区会館等で育児交流会を開催し、育児中の親子の仲間づくりをすすめます。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問)	第5章 子ども・子育て支援事業計画の「乳児家庭全戸訪問事業」に掲載	健康推進課
未熟児訪問	平成24年度まで千歳保健所が担当していた未熟児訪問(出生体重2,000グラム未満等)は、北海道からの権限移譲により平成25年度から赤ちゃん訪問の中で市が実施しています。	健康推進課
養育者支援・保健医療連携システム*	妊娠、出産期において特に養育支援を必要とする家庭を積極的に把握し支援するため、医療機関、他市町村と情報共有を図ります。*「養育者支援保健・医療連携システム事業」:北海道が実施主体。妊娠・出産期において支援を必要としている養育者を早期に適切な支援に結びつけるため、保健機関と医療機関が双方向に情報を共有する。	北海道・健康推進課
乳児健康診査	3・6・10か月児を対象に小児科医の診察や身体計測、育児、栄養、歯科相談を行います。精密検査が必要な乳児については、医療機関への紹介状を発行します。健診の場を活用し、育児の悩みや不安についての相談対応や子育ての情報提供を行います。	健康推進課

推進事業名	事業の内容	担当
1歳6か月児健康診査	小児科医による診察、身体計測、歯科医師による歯科健診、育児・栄養・歯科相談を行います。問診時には、発達面のスクリーニングを行い、必要な場合は、発達相談やあそび教室への参加を案内します。精密検査が必要な幼児については、医療機関への紹介状を発行します。健診の場を活用し、育児の悩みや不安についての相談対応や子育ての情報提供を行います。	健康推進課
あそび教室（1歳6か月児健康診査事後教室）	1歳6か月から3歳未満の幼児とその保護者のうち、1歳6か月児健康診査等において精神運動発達面で要経過観察となった幼児や子どもの発達や育児に不安がある保護者を対象にあそび教室を開催します。こども発達支援センターと協力して、自由遊びや設定遊びを通して子ども経験を広げ、発育を支援し、保護者への相談対応などを行います。	健康推進課
3歳児健康診査	小児科医による診察、尿検査、視力検査、身体計測、歯科医師による歯科健診、育児・栄養・歯科相談を行います。問診時には、発達面のスクリーニングを行い、必要な場合は、発達相談を案内します。精密検査が必要な幼児については、医療機関への紹介状を発行します。健診の場を活用し、育児の悩みや不安についての相談対応や子育ての情報提供を行います。	健康推進課
フッ化物塗布	1歳から就学前の幼児を対象に歯科健診とフッ化物塗布、歯科相談を行います。	健康推進課
フッ化物洗口	保育所でのフッ化物洗口を行います。	児童家庭課 健康推進課
予防接種	定期の予防接種を行います。任意の予防接種であるインフルエンザワクチンは、障がい児を対象に接種費用を助成します。	健康推進課
マタニティスクールクラス会	マタニティスクール修了生が出産後に再会するクラス会を行います。クラス会では、保育士による手遊びの紹介や交流会を行うことにより、育児不安の軽減と仲間づくりをすすめます。クラス会後も自主的に交流会が開催できるよう支援します。	健康推進課
育児交流会	母子保健推進員が主体となり、子育て中の親子を対象に離乳食や手あそび、手づくりおもちゃなどの育児講座と交流会を行います。	健康推進課
ふたご・みつごの育児交流会	多胎児を妊娠中の妊婦と育児中の保護者を対象に交流会を開催します。子育て支援センターと協力し、情報交換や仲間づくりをすすめます。	健康推進課
出前健康講座・健康教育	団体やグループからの依頼により出前健康講座を実施します。また、広報やホームページなどを通じて正しい知識の普及に努めます。	健康推進課
保育園での健康診断や歯科検診による保健指導の推進	園児の健康診断と虫歯予防の歯科保健指導を行います。	児童家庭課
入院助産の支援	経済的理由で入院助産が出来ない妊産婦に対し、入院、出産を支援します。	児童家庭課

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

思春期の子どもにおける喫煙、薬物、過剰なダイエット、性行動による感染症や人工妊娠中絶などの心身の健康に関する問題については、正しい知識の普及と理解の促進、自ら正しい判断ができるよう支援していくとともに、相談体制の充実を進めていきます。

推進事業名	事業の内容	担当
フッ化物洗口	小学校でのフッ化物洗口を行います。	学校教育課 健康推進課
性教育の充実	児童・生徒の発達段階に応じた性教育を、年間を通して計画的に実施します。	学校教育課
学校での喫煙・飲酒・薬物防止教育の推進	日常の生徒指導、道徳や総合的な学習の時間で、保健体育科など教科と関連付けしながら指導を行います。	学校教育課 ほか
食に関する指導の推進	児童・生徒が生涯にわたり健康な生活を送ることができるよう、学校給食、教科等を通して自ら健康について考える力を育むため、食の指導の充実を図ります。	学校給食 センター
乳幼児ふれあい体験の実施	生徒が保育所で乳幼児との交流を通して、子どもを育てることの意義について理解を深めるよう、ふれあい体験を実施します。	保育園
教育相談事業の推進（再掲）	基本目標 1「地域における子育ての支援」の（4）「子どもの健全育成」に掲載。	青少年課
青少年電話相談の実施（再掲）	基本目標 1「地域における子育ての支援」の（4）「子どもの健全育成」に掲載。	青少年課

(3) 「食育」の推進

次代を担う子どもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育てていく基礎をなすものであることから、子どもの成長、発達段階に合わせた食に関する指導や情報提供を進めていきます。

推進事業名	事業の内容	担当
保育所給食調理実習の開催	保育所で児童に人気の給食メニューを実習します。	児童家庭課 ほか
地産地消の推進	保育所給食に地元食材を多く取り入れ、地産地消を普及します。	児童家庭課
親と子の食育事業の推進	親子で作物の栽培や収穫、調理実習や講義等を実施し食の大切さを普及します。	児童家庭課 ほか
食に関する指導の推進（再掲）	基本目標 2「母性と子どもの健康の確保と増進」の（2）「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実」に掲載。	学校給食 センター
妊娠期からの取組み	母子健康手帳交付時やマタニティスクール等の機会を通じ、健康や『食』の知識の普及・相談を行います。妊婦の定期健診を支援し、母子の栄養指導など健康管理を行います。	健康推進課
乳幼児健診等を通じた取組み	乳幼児健康診査や育児相談などで、成長に合わせた栄養相談や『食』に関する情報提供を行います。育児交流会を開催し、保護者に対し、『食』の知識の提供や技術的支援を行います。食育への関心を高めるために食育に関するイベントを開催します。	健康推進課

**(4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり**

子どもの健やかな成長のためには、家庭だけではなく、地域ぐるみで愛情を持って見守ることが必要です。地域が一体となって子どもの成長を見守るための施策を進めていきます。

推進事業名	事業の内容	担当
マタニティマークの配布	妊娠届出時にマタニティマークを配布します。	健康推進課
駐車場の確保	公共施設の駐車場に設置している身障者用駐車場に妊産婦も優先して駐車できるようマタニティマークの看板を設置します。	健康推進課
育児交流会の開催（再掲）	基本目標2「母性と子どもの健康の確保と増進」の(1)「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」に掲載。	健康推進課
事故防止の推進	乳児健診時に事故予防に関する知識の普及啓発を行います。	健康推進課
地域子育て支援センター（再掲）	第5章 子ども・子育て支援事業計画の「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）」に掲載。	地域子育て支援センター

**(5) 小児医療の充実**

子どもが健やかに生まれ育つために、子どもの緊急時に安心して病院に受診できるよう、急病医療体制の充実に努めるとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費の助成の充実を進めていきます。

推進事業名	事業の内容	担当
夜間急病センターの継続運営	市民が緊急時に安心して医療が受けられるよう急病医療体制を整備します。	健康推進課 ほか
在宅当番医制の実施	内科と外科については、早朝夕方の急病医療の診療を行います。 歯科については、休日等の急病医療の診療を行います。	健康推進課 ほか
子ども医療費の助成	小学生までの通院および中学生までの入院に対し、医療費の助成を行います。	国保医療課
未熟児養育医療の給付	2,000グラム以下で出生し、入院養育を必要とした未熟児に対し医療費の給付を行います。	国保医療課

## 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代を担う児童・生徒が主体的に生きていくために必要な、確かな学力の育成が求められています。知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力等まで含めた確かな学力を身に付けることが重要となります。

市では、各種学力調査の結果を詳細に分析して指導の改善に生かすとともに、小中連携の推進や、子どもの自己有用感を高める取組みを進めています。また、実物投影機や電子黒板など、ICT機器を活用した授業改善と学力向上に取り組んでいます。

今後も、学力向上プラン等に基づきながら、自ら学び自ら考える力の育成に努めていくことが大切となります。

### (1) 次代の親の育成

次代の親となっていく若い世代が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、「こころの教育」の推進や、保育所で乳幼児とふれあう機会を設ける取組みを実施します。

推進事業名	事業の内容	担当
乳幼児ふれあい体験の実施 (再掲)	基本目標2「母性と子どもの健康の確保と増進」の(2)「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実」に掲載。	保育園

### (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、また、知識・技能と思考力・判断力・表現力等、確かな学力を身に付け、豊かな心と健やかな体を育ていけるように努めます。

#### ア 確かな学力の向上

推進事業名	事業の内容	担当
個に応じた多様な指導方法の充実	習熟度別少人数指導やチーム・ティーチング(TT)指導等を取り入れ、個に応じたきめ細かな指導を行います。	学校教育課
基礎を理解する指導計画の改善・充実	基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫・改善を行います。	学校教育課
英語指導助手(ALT)の活用	生きた語学教育を進めるため、英語指導助手を招致し学校に派遣します。	学校教育課
学校図書館活用事業	学校図書センターを配置し、小学校においては児童図書の学校間巡回を行い、中学校においては学校図書館が活性化されるよう、学校司書の配置を行います。	学校教育課
授業補助員活用事業	担任のほかに授業補助員を配置し「よりわかる授業」を展開します。	社会教育課

## イ 豊かな心の育成

推進事業名	事業の内容	担当
多様な体験活動機会の充実	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動を推進します。	学校教育課
地域交流事業の推進	地域の人材や素材などの授業への活用と地域との交流を進めます。	社会教育課
教育相談事業の推進 (再掲)	基本目標 1「地域における子育ての支援」の(4)「子どもの健全育成」に掲載。	青少年課
青少年電話相談の実施 (再掲)	基本目標 1「地域における子育ての支援」の(4)「子どもの健全育成」に掲載。	青少年課
不登校対策事業の推進 (再掲)	基本目標 1「地域における子育ての支援」の(4)「子どもの健全育成」に掲載。	青少年課
子ども大使交流事業の推進	小中学生を対象とした東広島市との姉妹都市交流を実施することで友好親善を深め、学習効果を還元します。 また、平和を尊ぶこころを育てます。	教育総務課
国際交流事業の実施	カナダ交流都市と青少年の派遣・受け入れの交流事業を行います。	社会教育課
道徳教育の充実	道徳教育の充実を図るための副読本の整備や教材の開発を行います。	学校教育課
福祉読本の作成・配布	人権・福祉・総合教育のための福祉読本を作成し、児童・生徒に配布して豊かな心の育成を図ります。	学校教育課
社会科副読本の作成・配布	住んでいる地域を知ってもらうため小学 3 年生に社会科副読本を配布し郷土学習を行います。	学校教育課
図書館フィールドネット事業の実施	図書館での読書まつりや絵本作り、本の読み聞かせなど読書普及活動や、子ども映画上映などの文化活動を行います。	文化課 (図書館)
芸術文化活動の推進	演劇や映画鑑賞、音楽などにより、子どもの豊かな心の育成に努めます。	文化課(芸術文化ホール)
心の教室相談員の配置	小中学校に相談員を配置し、児童・生徒のストレス・悩み・不安の解消と問題行動の抑制を図ります。	青少年課

## ウ 健やかな体の育成

推進事業名	事業の内容	担当
体育・健康に関する指導の充実	児童・生徒が心身ともに健康な生活を送るため、健康や体力を育む指導の充実を図ります。	学校教育課
体育事業の推進 (再掲)	基本目標 1「地域における子育ての支援」の(4)「子どもの健全育成」に掲載。	社会教育課
スポーツ少年団活動の支援 (再掲)	基本目標 1「地域における子育ての支援」の(4)「子どもの健全育成」に掲載。	社会教育課

エ 信頼される学校づくり

推進事業名	事業の内容	担当
学校評議員制度の推進	学校が地域と一体となった特色ある教育活動を進めるため、学校評議員制度の活用を図ります。	学校教育課
開かれた学校づくりの推進	学校関係者評価委員会による学校関係者評価を行い、地域社会に対して、開かれた学校づくりを進めます。	学校教育課
教職員研修の充実	教職員の研修を進め、資質向上を図ります。	学校教育課
学校の適正規模・適正配置の推進	教育効果の向上を図るため、市内小中学校の適正規模・適正配置を推進します。	学校教育課
学校図書館図書整備の推進	学校図書館の図書および書架等の充実を図ります。	学校教育課
学校施設の整備	学校施設の整備、充実を図ります。（耐震化、大規模改修）	教育総務課

オ 幼児教育の充実

推進事業名	事業の内容	担当
幼・保・小連携推進事業	保育所、幼稚園等から小学校への円滑な移行のため連携強化を図ります。	教育総務課
幼稚園における預かり保育事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画の「一時預かり事業」に掲載。	児童家庭課
私立幼稚園就園奨励補助金の交付	幼稚園就園による入園料および保育料の保護者負担を支援し、幼児教育を推進します。	児童家庭課
私立幼稚園への支援	幼稚園の教育活動の充実や教職員の資質向上を図るため、幼稚園に教材費や研修費の補助を行います。	教育総務課
幼稚園協会への支援	幼児教育や子育て支援サービスの充実などに向け、私立幼稚園の連携や情報交換等の協会の活動を支援します。	教育総務課
私立幼稚園就園準備金の支給	私立幼稚園が実施する子育て支援事業への参加に要する費用の一部を助成します。	児童家庭課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指した取組みを進めます。

ア 豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実

推進事業名	事業の内容	担当
家庭教育に関する学習機会の充実（公民館事業）	公民館における幼稚園、小学校等と連携した子育て支援や家庭教育に関する学習会を開催します。	社会教育課
P T A 連合会の支援（再掲）	基本目標1「地域における子育ての支援」の（4）「子どもの健全育成」に掲載。	青少年課

## イ 地域の教育力の向上

推進事業名	事業の内容	担当
学校施設の開放	市民の健康維持や体力向上に資するため、小中学校体育館を開放し、スポーツ活動の場を提供します。	社会教育課
青少年講座の開催 (公民館事業)	子どもたちのための学習・体験機会を提供します。	社会教育課
体育事業の推進(再掲)	基本目標 1「地域における子育ての支援」の(4)「子どもの健全育成」に掲載。	社会教育課
スポーツ少年団活動の支援 (再掲)	基本目標 1「地域における子育ての支援」の(4)「子どもの健全育成」に掲載。	社会教育課
青少年健全育成連絡協議会の支援(再掲)	基本目標 1「地域における子育ての支援」の(4)「子どもの健全育成」に掲載。	青少年課
高齢者等と子どもの世代間交流の推進(再掲)	基本目標 1「地域における子育ての支援」の(4)「子どもの健全育成」に掲載。	保育所ほか
社会教育事業による子ども向け講座の開催(再掲)	基本目標 1「地域における子育ての支援」の(4)「子どもの健全育成」に掲載。	社会教育課
公民館事業による子ども向け講座の開催(再掲)	基本目標 1「地域における子育ての支援」の(4)「子どもの健全育成」に掲載。	社会教育課
図書館サービス提供事業 (再掲)	基本目標 1「地域における子育ての支援」の(4)「子どもの健全育成」に掲載。	文化課 (図書館)
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)(再掲)	第5章 子ども・子育て支援事業計画の「放課後児童健全育成事業」に掲載。	児童家庭課
放課後子ども教室の開設 (再掲)	基本目標 1「地域における子育ての支援」の(4)「子どもの健全育成」に掲載。	青少年課

## (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

有害情報への対応、インターネットの適切な利用などについて、関係機関、学校、家庭、地域住民が連携・協力し、子どもが安全で安心して育つ環境づくりに努めます。

推進事業名	事業の内容	担当
青少年健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発活動を推進します。	青少年課 ほか
巡視指導活動の実施	街頭指導活動により青少年の問題行動を未然に防止します。	青少年課
環境浄化活動の実施	青少年の夜間徘徊が予想される施設や被害に遭いやすい場所、危険な遊び場となりうる場所の調査や、有害図書類の立ち入り調査等を実施します。	青少年課
学校との連携(再掲)	基本目標 1「地域における子育ての支援」の(4)「子どもの健全育成」に掲載。	青少年課
青少年健全育成連絡協議会の支援(再掲)	基本目標 1「地域における子育ての支援」の(4)「子どもの健全育成」に掲載。	青少年課

## 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子育てできるまちづくりを進め、市民みんなが健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう生活環境の整備や、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備、警察や学校等の関係機関の連携・協力のもと、交通安全や防犯対策など総合的に事業を推進します。

### (1) 良質な住宅および良好な居住環境の確保

子育て世帯が、安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、市営住宅の建て替え時にユニバーサルデザインを取り入れるなど、快適な居住環境の創出を図ります。

推進事業名	事業の内容	担当
公営住宅の整備	老朽化した公営住宅の建替えにあわせ、ユニバーサルデザインなど居住環境の改善を図ります。	建築課
ファーストマイホーム支援制度	子育て世代に市内に初めて取得する住宅の購入費用の一部を助成することにより、定住を促進し、居住の安定を確保します。(～平成28年度)	政策調整課

### (2) 安全な道路交通環境の整備

子どもや乳幼児連れの人をはじめ、だれもが安全で安心して通行できる道路交通環境の整備を進めます。

推進事業名	事業の内容	担当
通学路等歩道の整備	通学路等歩道を整備し、児童・生徒の登・下校時の安全を図ります。	都市整備課
冬期間の除雪の徹底	冬期間の児童・生徒の登・下校時などの安全を図ります。	土木事務所
交通安全標識等の整備	区画線、交通標識、カーブミラー等の交通安全施設の整備を図ります。	市民課

### (3) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れ等、全ての人安心して外出できる環境整備に向け、公共施設等のバリアフリー化をはじめとする施策を進めていきます。

#### ア 公共施設等のバリアフリー化

推進事業名	事業の内容	担当
公共施設等のバリアフリー化	市の福祉環境整備要綱に基づき、エレベーター等、人にやさしい整備を進めます。	施設担当課 建築課

#### イ 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

推進事業名	事業の内容	担当
子育て世帯に優しいトイレ等の整備(ベビーキープ、広いスペースの確保)	市の福祉環境整備要綱に基づき、乳児用スペースの確保を図ります。	施設担当課 建築課

## ウ 子育て世帯への情報提供

推進事業名	事業の内容	担当
子育てガイドの作成（再掲）	第5章 子ども・子育て支援事業計画の「利用者支援事業」に掲載。	地域子育て支援センター

## (4) 安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪などの被害に遭わないよう、警察や地域などと連携・協力のもと、安全に安心して暮らせる地域社会の形成を進めていきます。

推進事業名	事業の内容	担当
通学路等の街路灯（防犯灯）などの維持管理	街路灯を設置・維持管理する自治会等の団体に対し、補助金を交付することにより、安全で安心な明るいまちづくりを進めます。	市民課
子どもの安全を守る子ども110番の家等の推進	児童が不審者から声をかけられたり追いかけられた場合、助けを求めて駆け込める家の設置を進めます。	青少年課
地域の自主防犯活動の推進	地域の防犯協会や青色回転灯パトロール隊等の自主防犯活動団体に対し、活動交付金を交付することにより、児童・生徒の登、下校時の見守り活動を推進します。	市民課
登、下校時の安全対策	スクールガードリーダーによる学校施設、通学路等の安全確認および巡回指導を実施します。	青少年課
子ども安全安心通報システムの実施	不審者情報を携帯電話にメール配信するシステムを導入し、子どもの安全を確保します。	青少年課

## 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

仕事と家庭を両立することができ、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に豊かさと潤いをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和の推進とその基盤となる子育て支援サービスの充実を図ります。

### (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現のため、関係機関、企業、関係団体等と連携し、協力しながら施策の実施に努めます。

推進事業名	事業の内容	担当
男女共同参画社会の実現に向けた啓発	固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、広く意識の啓発を図ります。	行政推進課
ハローワーク等関係機関との連携	関係機関と連携した雇用および労働条件の改善の啓発を行います。	商業労働課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発	関係機関と連携し、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の周知を図ります。	商業労働課

### (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

「第5章 子ども・子育て支援事業計画」で掲げた保育・教育や地域子ども・子育て支援事業を通じて、地域における子育て支援サービスの充実を図り、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

## 基本目標6 子育てまでの各段階における切れ目ない支援の推進

### (1) ライフステージに応じた支援

結婚・妊娠・出産・育児の各ライフステージに応じ各種施策の連携を図りながら、切れ目ない総合的な支援を展開していきます。

## 基本目標7 子どもの安全の確保

子どもが安全に安心して暮らせるために、関係機関、関係団体等と連携を図り、交通安全対策や防犯対策の活動を推進していきます。

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るために、交通安全標識の整備を行うほか、警察、学校や地域等と連携・協力のもと、交通安全教室や交差点での交通安全指導、啓発活動などの推進を図ります。

推進事業名	事業の内容	担当
交通安全教室の開催等	保育所や幼稚園、小中学校で児童・生徒に交通安全教室を開催します。	市民課
交通安全街頭指導	交通安全学童指導員、交通安全指導員による街頭指導を実施します。	市民課

### (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、学校や地域の協力のもと、街路灯などの整備や自主防犯活動の推進を図ります。

推進事業名	事業の内容	担当
通学路等の街路灯（防犯灯）などの維持管理（再掲）	基本目標4「子育てを支援する生活環境の整備」の（4）「安全・安心まちづくりの推進等」に掲載。	市民課
子どもの安全を守る子ども110番の家等の推進（再掲）	基本目標4「子育てを支援する生活環境の整備」の（4）「安全・安心まちづくりの推進等」に掲載。	青少年課
地域の自主防犯活動の推進（再掲）	基本目標4「子育てを支援する生活環境の整備」の（4）「安全・安心まちづくりの推進等」に掲載。	市民課
青少年健全育成推進委員会の開催	青少年問題について関係機関を招集して役割確認や適切な措置等の協議を行い、問題の早期解決を図ります。	青少年課ほか

### (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、子どもや保護者に対する相談事業を実施していきます。

推進事業名	事業の内容	担当
家庭児童相談・児童虐待相談の充実	第5章 子ども・子育て支援事業計画の「養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」に掲載。	児童家庭課
青少年電話相談の実施（再掲）	基本目標1「地域における子育ての支援」の（4）「子どもの健全育成」に掲載。	青少年課
心の教室相談員の配置（再掲）	基本目標3「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」の（2）「子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備」に掲載。	青少年課

## 基本目標 8 社会的支援を必要とする子どもなどへの取組みの推進

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しており、児童虐待をはじめとして、保護や支援を必要とする子どもや子育て家庭の早期発見・早期支援に取り組むことが重要であり、そのために関係機関の連携強化が必要となります。

また、ひとり親家庭の子どもたちが健やかに成長できるような経済的支援や就労支援対策等を推進するとともに、障がいのある子どもが一人ひとりの子どもに応じた適切な支援を行うことができる環境を整備する必要があります。

### (1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。地域の子育て支援を利用して虐待を予防するほか、早期発見、早期対応に努めます。また、適切な対応ができるよう関係機関との連携を強化していきます。

推進事業名	事業の内容	担当
家庭児童相談・児童虐待相談の充実（再掲）	第5章 子ども・子育て支援事業計画の「養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」に掲載。	児童家庭課
北広島市要保護児童対策地域協議会の運営（再掲）	第5章 子ども・子育て支援事業計画の「養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」に掲載。	児童家庭課
虐待の早期発見と予防	母子健康手帳の交付時や赤ちゃん訪問、乳幼児健診等の機会を通じて、虐待につながる要因を早期に発見し、支援を行います。	健康推進課
養育支援訪問事業（再掲）	第5章 子ども・子育て支援事業計画の「養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」に掲載。	健康推進課
主任児童委員・民生委員児童委員との連携	地域に密着した民生委員児童委員等の協力のもと連携体制を強化し、虐待の早期発見や見守り、支援等を行います。	児童家庭課
ハイリスク妊婦把握・支援（再掲）	基本目標2「母性と子どもの健康の確保と増進」の(1)「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」に掲載。	健康推進課
赤ちゃん訪問時のアンケート（再掲）	基本目標2「母性と子どもの健康の確保と増進」の(1)「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」に掲載。	健康推進課
子ども虐待予防ケアマネジメント事業（再掲）	第2章「子どもと子育てを取り巻く環境」の(3)「その他」の「子ども虐待予防ケアマネジメント事業」に掲載。	健康推進課
養育者支援・保健医療連携システム（再掲）	基本目標2「母性と子どもの健康の確保と増進」の(1)「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」に掲載。	健康推進課

### (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親の子どもの健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と子育て・生活の安定、自立の支援についての事業を推進するとともに、相談や情報提供の充実を図ります。

推進事業名	事業の内容	担当
ひとり親家庭等医療費の助成	母子、父子のひとり親家庭等を対象に医療費の助成を行います。	国保医療課
児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭に手当を支給します。	児童家庭課

推進事業名	事業の内容	担当
母子・父子自立相談の実施	母子・父子自立支援員を配置してひとり親の抱える問題の相談、助言を行います。	児童家庭課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子及び父子並びに寡婦福祉法により、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付事務を行います。	児童家庭課
家庭生活支援員の派遣	疾病や介護など支援が必要なひとり親家庭に生活支援員を派遣します。	児童家庭課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給	母子家庭等の自立のため、職業訓練講座等の受講者に給付金を交付します。	児童家庭課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給	母子家庭等の自立のため、看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士の資格取得養成機関での修業者に給付金を交付します。	児童家庭課

### (3) 障がい児施策の充実等

乳幼児の健康診査などを通じ、障がいの早期発見を図るとともに、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の円滑な連携により、一人ひとりの子どもに応じた適切できめ細やかな相談・支援を行います。

推進事業名	事業の内容	担当
障がいの早期発見と支援	乳児健康診査、1歳6か月児・3歳児健康診査、あそび教室等の機会を通じて、早期発見と支援を行います。	健康推進課
障がい者相談支援事業	障がい児・者が自立した生活を営むことができるよう、障がい児・者、保護者または介護者の相談支援を行う生活支援、就労支援、権利擁護（成年後見制度利用や障がい者虐待）に関する相談業務等を実施します。 また、北広島市障がい者自立支援協議会において、相談支援事業の運営に関する協議や関係機関によるネットワークの構築等に関する協議を行います。	福祉課
こども発達支援事業（こども相談支援）	発達に不安のある子どもと保護者の相談・支援を進めます。 ・療育相談（小学6年生までの児童の保護者に対する発達相談） ・障がい児相談支援（通所サービス利用に係る相談） ・地域関係機関支援（幼稚園、育所等関係機関の業務支援）	こども発達支援センター
障がい福祉サービス・障がい児通所支援事業	ヘルパーによる介護の実施、施設や事業所での就労・作業・創作活動などの障がい福祉サービスを提供します。 また、児童の療育などの障がい児通所支援のサービスを提供します。障がい児通所支援については、利用者負担の助成を行います。	福祉課
こども発達支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）	発達に遅れや偏り、障がいのある児童を対象とし「気になる」段階からの通所支援や保護者支援と、肢体不自由児の機能回復訓練指導を実施します。 ・児童発達支援、放課後等デイサービス（小学6年生まで） ・平成27年度から保育所等訪問支援を開始します。	こども発達支援センター
障がい児の通所交通費の助成	発達に遅れや障がいのある児童の療育支援を進めるため、こども発達支援センターへの交通費の一部を助成します。	こども発達支援センター
障がい者地域生活支援事業	障がい児・者を対象に、施設や事業所で一時預かりや入浴を行う日中一時支援、ヘルパーが付き添い外出を支援する移動支援、重症心身障がい児・者を対象に、訪問入浴車で自宅を訪問し、居室内で入浴サービスを提供する訪問入浴サービスなどのサービスを提供します。	福祉課
特別支援児童保育事業の推進	発達に遅れや障がいのある児童の保育を進めます。	児童家庭課

第6章 施策の総合的な展開

推進事業名	事業の内容	担当
特別支援教育の推進	発達障がいを含む特別な支援を要する児童・生徒への個々に応じた支援を行うための体制の整備を行います。	学校教育課
特別支援学級介助員の配置	特別支援学級の児童・生徒の支援と円滑な運営のため介助員を配置します。	学校教育課
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（再掲）	第5章子ども・子育て支援事業計画の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」に掲載。	児童家庭課
私立幼稚園の支援	障がい児を受け入れている幼稚園に対し補助を行います。	教育総務課
移送サービス	一般交通機関の利用が困難な在宅の高齢者（要介護4・5）および障がい児・者（重度の下肢または体幹障がい）に対し、医療機関・判定機関への移動手段を確保することで、身体・精神的負担を軽減します。	福祉課
障がい者等交通費助成	重度身体障がい児・者（1～2級、内部障がいは1～3級）・重度知的障がい児・者（A判定）・重度精神障がい児・者（1級）に、タクシーチケットまたはガソリンチケットを交付します。	福祉課
障がい者コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚障がい者が日常生活を円滑に行えるように意思疎通支援者（手話通訳・要約筆記）の派遣、点字、声の広報の発行等を行います。また手話通訳者等の養成講座を実施します。	福祉課
障がい者医療的ケア支援事業	日常的にたん吸引や胃ろう管理などの医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児・者について、地域活動支援センターや日中活動を行う場所へ看護師を派遣します。	福祉課
重度心身障がい児・者の医療費の助成	重度心身障がい児・者に対し、医療費の助成を行います。	国保医療課
重度心身障がい児・者等の通院交通費の助成	慢性的な疾病により通院している重度心身障がい児・者等に対し、交通費の助成を行います。	国保医療課
自立支援医療（育成医療）の給付	身体に障がいのある児・者に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、その障がいの除去、軽減に必要な医療に要する費用の一部を助成します。	福祉課
補装具や日常生活用具等の給付	身体障がい児・者の身体機能を補う補装具について、購入や修理費用を給付します。 重度の身体障がい児・者の生活が円滑に行われるための日常生活用具について、購入費用を給付します。 重度の身体障がい児・者で所得税が非課税の方に、生活動作を補う自助具について、購入費用を給付します。	福祉課
特別児童扶養手当等の支給	20歳未満の身体や知的に中度以上の障がいのある児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給します。 20歳未満で心身に重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を必要とする方に障害児福祉手当を支給します。	福祉課
障がい者施設開放等支援事業	障がい児・者の閉じこもり予防と家族の負担軽減を図るため、夏休み、冬休みの長期休暇時に障がい児・者の活動の場を確保する費用の一部を助成します。	福祉課
障がい者団体活動支援事業	障がい児・者の団体活動を活性化し、社会参加と自立の促進を図るため、障がい者団体の活動を支援します。	福祉課

## 基本目標9 子どもの権利の保障の推進

人は、誰もが生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

しかし、今なお、虐待やいじめなどにより、子どもが苦しみ、追い詰められ、さらには心ない人々の手によってその命までもが奪われてしまう事件が後を絶ちません。

こうした状況を踏まえ、「子どもの権利」を具体化し、自治体として「子どもの権利」をより豊かに保障するための政策の方向を明らかにするため、本市は「北広島市子どもの権利条例」を制定しました。

子どもは次代を担う地域社会の宝であることをすべての市民が認識し、子どもの心身の健やかな成長を地域社会で支援し、子どもが安心して自信を持って生きることができる地域社会をつくりま

### (1) 北広島市子どもの権利に関する推進計画の策定

平成25年4月に「北広島市子どもの権利条例」が完全施行しました。この条例第25条に基づき、北広島市子どもの権利に関する推進計画を策定します。

推進事業名	事業の内容	担当
北広島市子どもの権利に関する推進計画の策定	北広島市子どもの権利条例に基づき、北広島市子どもの権利に関する推進計画を策定し、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。	児童家庭課

## 第7章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策にかかわる関係部局が連携・協力し、横断的な取組みを積極的に進めます。

#### (2) 地域における取組みや活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、また NPO 等子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

#### (3) 市民および企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、市民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容を広報・啓発し、市外に対しても情報発信に努めます。

### 2 計画の点検・評価・改善

#### (1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、子ども・子育て会議で協議のうえ見直しを行うことができることとします。

#### (2) 計画の公表、市民意見の反映

市ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への浸透を図ります。また、機会をとらえて市民意見を把握し、市民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

## 資料編

## 1 すくすくみらいプラン（北広島市次世代育成支援対策推進行動計画後期行動計画）（平成22年～平成26年度）

## （1）重点的な取組み

第3章 すくすくみらいプラン（北広島市次世代育成支援対策推進行動計画後期行動計画）の実施状況に掲載。

## （2）各施策・事業

## 基本目標1 地域における子育ての支援

## ア 地域における子育て支援サービスの充実

## 居宅において児童の養育を支援する事業

推進事業名	事業の内容	平成25年度の取組み	担当課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の援助を受けたい人と行える人たちが会員になり、有料で互いに援助しあう会員組織の事業を行い、子育てを支援します。	協会員 55名 両方会員 24名 利用会員 417名 利用件数 983件	地域子育て支援センター
赤ちゃん訪問の実施（乳児家庭全戸訪問事業）	生後2か月までに保健師が訪問し、乳児や母親の心身の状況等を把握し、子育て情報の提供や育児不安等に関する相談や指導を行います。	訪問対象者 306件 訪問数 296件 実施率 96.7%	健康推進課

## 保育所等施設で児童の養育を支援する事業

推進事業名	事業の内容	平成25年度の取組み	担当課
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の充実	放課後に保護者のいない留守家庭の小学生1～3年生に対する健全育成事業の充実を図るとともに、4年生の入所について検討します。	10か所を運営（定員480人） 入所希望者の多い学童クラブについては、指導員を増員し、定員以上の受け入れを行った。	児童家庭課
一時預かり事業の推進	保護者の疾病や就業、リフレッシュにより一時的に児童の保育が必要なとき保育園で預かる事業を拡大します。	【延べ利用人数】 すみれ保育園1,049人（休日保育含む） 西の里きらきら保育園184人 大谷むつみ保育園444人	児童家庭課
病児・病後児保育事業の検討	疾病にかかっている6歳未満の児童を、保育所、病院等において適当な設備を備え、保育を行うことを検討します。	緊急サポートネットワーク事業で実施。 利用会員数 83人 協会員数 39人 利用実績 23件	児童家庭課
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の推進	保護者の疾病等の理由により、家庭で児童の養育が困難なとき、児童養護施設で一時的に養育します。	平成25年度から社会福祉法人聖母会天使の園と社会福祉法人北光社ふくじゅ園の2施設と契約して実施。 利用実人員 6人 延べ利用日数 42日間	児童家庭課
子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）の推進	保護者の仕事等の理由により、家庭で児童の養育が困難なとき、児童養護施設で夜間、休日に養育します。	平成25年度から社会福祉法人聖母会天使の園と社会福祉法人北光社ふくじゅ園の2施設と契約して実施。 利用実人員 0人 延べ利用日数 0日間	児童家庭課

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
幼稚園における預かり保育事業	保護者の就業等に対応するため、保育時間終了後も幼稚園で預かります。	全園で実施。 年間延べ利用園児数 31,995 人	

### 保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
地域子育て支援センター事業の推進	子育て中の親子の支援のため常設の基幹となる施設を整備するとともに地域の保育園を利用して、遊びや交流の場を提供、子育てサークルの支援を行います。	延べ支援利用者数 子育て相談件数 あいあい 9,445 人 263 件 ぶらんこ 4,321 人 40 件 どんぐり 3,670 人 91 件 3センター合同事業 200 人	地域子育て支援センター、保育園
子育て相談（保育園）の充実	保育園において地域活動事業などで子育て相談や情報提供を行います。	全園で実施。	保育園
家庭児童相談・児童虐待相談の充実	家庭における児童の健全育成を図る育児相談や児童虐待相談及び指導等を行います。	【相談件数】 延べ件数 2,032 件 実件数 141 件 実件数のうち児童虐待件数 36 件	児童家庭課
発達・育児相談の充実	心や体の発達、言葉の発達など保健師や発達支援センターが相談を受け、指導を行います。	こども発達支援センター 乳幼児相談件数 216 件	健康推進課ほか
シルバー子育てサポート事業の推進	常設の子育て支援センターや児童センターを拠点に、シルバー世代が子育てアドバイスや遊び等の交流活動を行います。	サポーター登録数 9 人 活動日数 43 日 延べ参加者数 228 人	地域子育て支援センター

### 子育て支援事業に関する情報の提供

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
子育てテレホンサービス（ホットライン）	幼児から小中学生までを対象にした 24 時間テールによる子育て情報の提供を行います。	機材、テープの劣化により平成 25 年 3 月 31 日をもってサービス終了し、電話相談、メール相談を実施している。	青少年課
子どもホームページ（エルフィンキッズ）の開設	イベント情報、サークル・団体紹介、体験報告や相談などを行います。	ホームページによる情報の提供を実施。	青少年課
子育てガイドのホームページ作成	地域の多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、利用者への情報提供や利用助長を図ります。	「子育て」内のカテゴリの見直しと各コンテンツの随時更新を実施。	児童家庭課
子育てガイドマップの発行	公園や病院、保育園、公共施設など子育て関係施設のマップを作成し配布します。	子育てマップ及び子育てガイドブック配布、子育てガイドブック更新作成作業。	児童家庭課

### イ 保育サービスの充実

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
通常保育事業の充実	保育需要の増加に対応した受け入れ体制の整備や定員増を図ります（保育園増築）。	できる範囲でクラス拡大を行い、受け入れ体制を強化。	児童家庭課
乳児保育事業の推進	生後 7 週目以後の乳児の保育を進めます。	9 園合計で 95 名（3 月末現在）の 0 歳児を受け入れ。	児童家庭課
障がい児保育事業の推進	障がいを持つ子どもの保育を進めます。	受け入れ実績は、公立 3 園 10 名、私立 3 園 4 名。	児童家庭課
広域入所事業の推進	勤務先が他市町村の場合、市町村を超えて相互に保育園児の受け入れを行います。	他市町村へ委託 長沼 2 名、南幌 1 名、函館 1 名 他市町村から受け入れ 千葉 1 名、江別 1 名、埼玉 1 名	児童家庭課
延長保育事業の推進	保護者の勤務形態の多様化に対応するため、通常の 11 時間を越えて児童を預かる事業を拡大します。	市内全 9 園で実施。 うち 2 園では朝の延長も実施。	児童家庭課

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
保育園の施設整備	施設の老朽化に伴う改修や保育需要の増加に対応した整備を進めます。	公立 3 園において乳児室の空調設備を更新。	児童家庭課
認可外保育施設への支援	認可外保育園に対し、園児の福祉のため運営を支援します。	1 園に対し 8,430 千円の助成。	児童家庭課
保育所地域活動事業の推進	保育園児と地域の子ども達やお年寄りとの交流を行います。	動物園バス遠足、老人福祉施設訪問等を実施。	児童家庭課
休日保育事業の推進（新規）	保護者の勤務形態の多様化に対応するため、日曜日・祝日に児童を預かる事業を行います。	一時預かり事業の拡大として、すみれ保育園で実施。 本年度は延べ 265 名利用。	児童家庭課
保育園の新設検討	地域的な保育需要へ対応するため新設保育所の検討を行います。	子ども・子育て新制度の動向を把握しながら、ニーズ調査を行った。	児童家庭課

## ウ 子育て支援のネットワークづくり

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
子育てガイドのホームページ作成（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」のAに掲載。		児童家庭課
子育て支援ネットワーク事業	子育てサークルやボランティアへの情報交換の場を提供し、連携を図るとともに、ホームページ内容の点検を行います。	「基本目標 1 地域における子育て支援」のA「地域子育て支援センター事業の推進」に統合。	地域子育て支援センター

## エ 児童の健全育成

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
児童手当の支給	「児童手当法」に基づき中学校修了前の児童の家庭に手当を支給します。  (平成 21 年度までは児童手当、平成 22 年度からは子ども手当を支給していましたが、法改正により、平成 24 年度から児童手当を支給)	中学校修了前の児童を養育している保護者等に支給。 ○1～3 歳未満 = 10,000 円 ○3 歳～小学 6 年 = 第 1・2 子 10,000 円、第 3 子以降 15,000 円 ○中学生 = 10,000 円 ○所得制限限度額以上の世帯 = 5,000 円（特例給付） (いずれも児童一人当たり月額)	児童家庭課
子ども手当の支給（新規）	中学校修了前の児童の家庭に手当を支給します。	平成 24 年度から児童手当法に基づき支給することとなったため廃止。 【子ども手当（特措法：平成 23 年 10 月～24 年 3 月）】 中学校修了前の児童を養育している保護者に支給。 1・2 歳 = 10,000 円、 3 歳～小学 6 年 = 第 1・2 子 10,000 円、第 3 子以降 15,000 円 中学生 = 10,000 円 (いずれも児童一人当たり月額、所得制限なし)	児童家庭課
就学援助費の支給	生活困難家庭の児童生徒に対して、就学のため経済的援助を行います。	対象者：小学校 792 名 中学校 427 名	学校教育課
奨学金の支給	経済的理由で修学困難な学生に奨学金を支給します。	対象者 89 名に支給。	学校教育課
高等学校入学準備金の支給	経済的理由で入学・修学困難な学生に準備金を支給します。	対象者 110 名支給。	学校教育課
児童館の整備、運営の充実	児童の遊び場、居場所づくりのため、児童館の整備・運営を行います。	児童センター2 所(輪厚、大曲)の運営及び北広島団地児童センターの平成 26 年度開設に向けた準備。	児童家庭課

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
街区公園の整備	子どもからお年寄りまで広く交流できるような街区公園の施設整備を行います。	(仮称)輪厚中央公園の現況測量等を実施。	都市整備課
都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業(新規)	公園利用の安全を図るため老朽化した施設の改築・更新を行います。	南ヶ丘公園など 11 公園の老朽化した施設の改築・更新を実施。	都市整備課
高齢者等と子どもの世代間交流の推進	保育園地域活動による高齢者との交流事業や児童センターにおける異世代交流を開催します。	保育園は大谷むつみ、大曲はだかんぼ、大曲いちい、すずらんの 4 園で実施。児童センターも 2 箇所で開催。	保育園ほか
社会教育事業による子ども向け講座の開催	子どもの学習や自然体験教室の開催、障がい児・者との交流を行います。	フレンドリーセンター事業 10 事業、224 名	社会教育課
公民館事業による子ども向け講座の開催	子どもたちによる公民館普及事業や各公民館で子ども向け講座を行います。	中央公民館 1 事業、700 名 西部地区 8 事業、176 名 西の里地区 7 事業、160 名 大曲地区 10 事業、292 名 東部地区 8 事業、215 名	社会教育課
体育事業の推進	スポーツ大会やセミナーなどを開催し、子どもたちの体力づくりを図ります。	市民スポーツ活動推進事業 4 事業、766 名 スポーツアカデミー事業 8 事業、698 名	社会教育課
スポーツ少年団活動の支援	スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりのための少年団の支援を行います。	チャレンジジュニアスクール 30 名 少年団本部への補助金交付 453,000 円	社会教育課
放課後子ども教室の開設(新規)	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちに、地域の支援者等によるスポーツや文化の体験活動の機会を提供します。	7 月大曲小学校放課後子ども教室開級 40 回開催、延べ参加人数 3,013 名	青少年課
青少年問題行動対策	専任指導員 2 名を配置し、青少年の指導、巡視を実施します。	補導巡視活動及び立入調査・不審者等に対する対応、啓発、防犯教室の実施。	青少年課
PTA 連合会の支援	各小中学校 PTA の連絡調整や教育の振興活動を行う PTA 連合会に対し補助を行います。	市 PTA 連合会への補助を実施 市 P 連研究大会、母親研修大会への支援。	青少年課
教育相談事業の推進	家庭や学校の問題に対し、電話や面談で教育相談員が相談指導を行います。	相談件数 114 件。	青少年課
青少年電話相談の実施	家庭や学校、身体に関することなどの相談に、カウンセラーによる助言や他機関の紹介など問題解決を図ります。	上記事業に統合。	青少年課
不登校対策事業の推進	不登校の予防や適応指導教室「みらい塾」を中心に学校復帰に向けた取組みと個別訪問指導を行います。	不登校児童生徒数 33 人 みらい塾通級児童生徒数 10 人 訪問指導アドバイザー(臨床心理士)相談件数 427 件	青少年課
学校との連携	各学校や警察と連携を図り、学校内外の児童生徒の問題行動への対応と未然防止に努めます。	学校、警察との連携。 専任指導員による巡視活動。	青少年課
青少年健全育成連絡協議会の支援	学校や地域の方々が連携して行う、子ども達の巡視や啓発など健全育成活動に対し補助を行います。	6 地区健連協への支援。	青少年課

## 基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進

## ア 子どもや母親の健康の確保

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで一貫して健康状態などを記録する手帳を交付します。	交付人数 341 人	健康推進課
妊産婦健康相談の推進	妊産婦の悩みや不安等に対し、保健師による面接や電話での相談、指導を行います。	面接 212 人 電話 275 人	健康推進課
マタニティスクール及びマタニティスクール両親コースの開催	初めて母親になる妊婦、または父親に妊娠・出産・育児に関する講座を開催します。	・マタニティスクール 年 5 コース (1 コース 4 回) 実人数 30 人 延べ人数 105 人 ・両親コース 年 4 回 36 組 70 人	健康推進課
妊婦一般健康診査の実施	受診票を発行して健診受診を促進し、健康な子どもの出産を支援します。	受診 (一般 + 超音波) 実人数 514 人 延べ人数 5,548 人 うち有所見者延べ人数 198 人	健康推進課
入院助産の支援	経済的理由で入院助産が出来ない妊産婦に対し、入院、出産を支援します。	利用者数 1 名 利用日数 6 日間	児童家庭課
妊産婦や乳児への母子保健推進員による訪問支援	保健師と地域のパイプ役として訪問し、育児交流会や各種事業の周知などを行い、妊産婦の孤立化を防ぎます。	母子保健推進員 28 人に委嘱。 訪問活動報告数 妊婦 実件数 197 件 延べ件数 283 件 乳児 実件数 228 件 延べ件数 310 件	健康推進課
赤ちゃん訪問の実施 (乳児家庭全戸訪問事業) (再掲)	基本目標 1「地域における子育て支援」の A に掲載。		健康推進課
乳児健康診査の推進	3・6・10 か月児を対象に健診や育児、栄養、歯科相談等の育児支援を行います。	実人数 528 人 延べ人数 979 人	健康推進課
1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査の実施	幼児の心身の異常の早期発見、歯科、栄養、育児相談を行います。	1 歳 6 か月児健診 356 人 3 歳児健診 366 人	健康推進課
フッ化物塗布の推進	1 歳から就学前の幼児を対象に歯科健診とフッ化物塗布、歯科相談を行います。	実人数 241 人 延べ人数 328 人	健康推進課
ヒブワクチン予防接種助成 (新規)	細菌性髄膜炎予防のため接種費用の一部を助成します。	平成 25 年度より、定期接種化となったため、同施策の 12「予防接種の実施」に統合。	健康推進課
予防接種の実施	ポリオ、BCG、三種混合、麻疹、風疹等の予防接種を行って感染症を予防します。	ポリオ 591 件 BCG 282 件 三種混合 487 件 二種混合 635 件 麻しん・風しん混合等 774 件 インフルエンザ 6,240 件 平成 24 年 10 月～ 4 種混合 841 件 平成 25 年 4 月～ ヒブ 1,365 件 小児用肺炎球菌 1,279 件 子宮頸がん予防 92 件	健康推進課
保育園での健康診断や歯科検診による保健指導の推進	園児の健康診断と虫歯予防の歯科保健指導を行います。	全認可保育園で実施。	児童家庭課
母子保健の啓蒙活動の推進	正しい知識の普及、啓蒙のため広報紙への掲載や出前健康講座を実施します。	出前健康・食育講座 13 回 207 人	健康推進課
マタニティスクールクラス会の開催	スクール参加者が出産後に再会する機会をつくり、育児不安の解消、仲間づくりを勧めます。	参加数 40 組 参加率 93.0%	健康推進課
育児交流会の開催	離乳食講座や育児講座を行うとともに、育児交流の場をつくります。	4 会場で 5 コース 10 回実施 延べ参加数 138 組	健康推進課

## イ 「食育」の推進

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
保育園給食調理実習の開催	保育園で児童に人気の給食メニューを実習します。	保育園の人気メニューの調理実習を地域子育て支援センターで実施(1回)。	児童家庭課ほか
地産地消の推進	保育園給食に地元食材を多く取り入れ地産地消を普及します。	市内農家から米、いちご、とうきびなどを購入し給食に使用。	児童家庭課
親と子の食育事業の推進	親子で作物の栽培や収穫、調理実習や講義等を実施し食の大切さを普及します。	市内農家で収穫体験後、地元野菜を使って調理実習、栄養などについての講義を実施。	児童家庭課ほか
食に関する指導の推進	児童生徒が正しい食習慣を身につけるための「食に関する指導の手引き」を作成し、食指導、食教育を実践します。	学校栄養教諭による食に関する指導の実施。	学校給食センター

## ウ 思春期保健対策の充実

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
若年者への健康教育の推進	喫煙や飲酒、性に関する正しい知識の普及を図ります。	北広島西高校 1 年生 317 人を対象に出前講座を実施。	健康推進課ほか
性教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性教育を、年間を通して計画的に実施します。	各学年において保健体育教育等で計画的に実施。	学校教育課
学校での喫煙・飲酒・薬物防止教育の推進	日常生活指導や道徳教育の中で有害性についての学習を進めます。	小学校高学年、中学校で計画的に実施。	学校教育課ほか

## エ 小児医療の充実

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
夜間急病センターの継続運営	子ども等の緊急時に安心して医療が受けられる救急医療体制を整備します。	受診者数 1,721 人	健康推進課ほか
在宅当番医の実施	早朝夕方の受診体制や休日歯科診療を行います。	受診者数 3,097 人	健康推進課ほか
乳幼児等医療費の助成	乳幼児等の疾病時に医療費の助成を行います。	助成件数 55,620 件 受給者数 2,814 人 就学前児童 2,764 人 小学生 40 人 中学生 10 人	国保医療課
未熟児養育医療の給付(新規)	未熟児の出生時に養育医療の給付を行います。	助成件数 13 件 受給者数 6 人	国保医療課

### 基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### ア 次代の親の育成

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
乳幼児ふれあい体験の実施	生徒が保育園で乳幼児との交流を通して、子どもを育てることの意義について理解を深めます。	認可保育園 7 園で実施。	保育園

#### イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備

##### 確かな学力の向上

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
個に応じた多様な指導方法の充実	習熟度別学習や少人数指導、ティーム・ティーチング（TT）等を取り入れ、個に応じたきめ細かな指導を行います。	全ての小中学校で実施。	学校教育課
基礎を理解する指導計画の改善・充実	基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫・改善を行います。	学校改善プランを策定し、指導方法工夫・改善を実施。	学校教育課
英語指導助手（ALT）の活用	生きた語学教育を進めるため、英語指導助手を招致し学校に派遣します。	小学校の外国語活動及び中学校外国語授業に ALT を活用した授業時数を増やして充実に図り、現在 4 人体制で実施。	学校教育課
学校図書整備事業	学校図書センターを設置し、児童図書の学校間巡回や学校図書館・司書教諭の支援を行います。	年間利用貸出し数(平成 26 年 3 月末) 小学校 83,908 冊 中学校 9,129 冊 小学校一人当たり 24.7 冊 中学校一人当たり 5.1 冊	学校教育課
授業補助員活用事業	担任のほかに授業補助員を配置し「よりわかる授業」を展開します。	授業補助員 1 校 125 時間から 150 時間へ拡大実施。	社会教育課

##### 豊かな心の育成

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
多様な体験活動機会の充実	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動を推進します。	小学校で調べ学習、中学校で職場体験等を実施。	学校教育課
地域交流事業の推進	地域の人材や素材などの授業への活用と地域との交流を進めます。	学校支援ボランティアとして延べ 550 名、授業補助員として延べ 693 名の住民が参加。	社会教育課
教育相談事業の推進（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の工に掲載。		青少年課
青少年電話相談の実施（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の工に掲載。		青少年課
不登校対策事業の推進	基本目標 1「地域における子育て支援」の工に掲載。		青少年課
子ども大使交流事業の推進	小中学生を対象とした東広島市との姉妹都市交流を実施することで友好親善を深め、学習効果を還流するまた、平和を尊ぶこころを育てます。	小中学生 14 名を子ども大使として東広島市、広島市に派遣し郷土、平和の大切さについて実際に体験させるとともに、報告会、東広島市の大使受け入れなど、各校で全体化する取組みも併せて実施。	教育総務課
東広島市スポーツ交流の実施	姉妹都市東広島市との中学生の各種スポーツ交流を実施します。	ソフトテニス进行交流種目とし、東広島市に選手団を派遣合同練習や交流試合を実施。 北広島選手団 12 名	社会教育課
国際交流事業の実施	カナダ交流都市と青少年の派遣・受け入れの交	カナダ・サスカトゥーン市へ高校	社会教育課

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
	流事業を行います。	生を派遣。	
道徳教育の充実	道徳教育の充実を図るための副読本の整備や教材の開発を行います。	子どもたちに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせるとともに、自尊感情や他人への思いやり、生命を尊重する心、公共の精神など、道徳の時間などを中心に豊かな心を養う教育の充実に取り組む。	学校教育課
福祉読本の作成・配布	人権・福祉・総合教育のための福祉読本を作成し、児童・生徒に配布して豊かな心の育成を図ります。	道徳準教科書福祉読本の改訂版作成のため、編集委員会を実施。	学校教育課
社会科副読本の作成・配布	住んでいる地域を知ってもらうため小学 3 年生に社会科副読本を配布し郷土学習を行います。	社会科副読本の次回改定のための検討及びデジタル教材の検討を編集委員会を実施。	学校教育課
図書館フィールドネット事業の実施	図書館での読書まつりや絵本作り、本の読み聞かせなど読書普及活動や、子ども映画上映などの文化活動を行います。	参加 約 11,000 人	文化課(図書館)
芸術文化活動の推進	演劇や映画鑑賞、音楽などにより、子どもの豊かな心の育成に努めます。	演劇鑑賞、演劇教室、現代ダンスアウトリーチ、吹奏楽セミナーを実施。	文化課(芸術文化ホール)

### 健やかな心身の育成

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
体育・健康に関する指導の充実	児童生徒が心身ともに健康な生活を送るため、健康や体力を育む指導の充実を図ります。	新体力テストを実施し、各学校における課題の分析と体力向上の取組みを推進した。	学校教育課
心の教室相談員の配置	小中学校に相談員を配置し、生徒のストレス・悩み・不安の解消と問題行動の抑制を図ります。	相談件数 小学校 194 件 中学校 181 件	青少年課
体育事業の推進(再掲)	基本目標 1「地域における子育て支援」の工に掲載。		社会教育課
スポーツ少年団活動の支援(再掲)	基本目標 1「地域における子育て支援」の工に掲載。		社会教育課

### 学校環境の整備

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
学校評議員制度の推進	学校評議員制度の活用を図ります。	各学校で年 2~3 回の会議を開催し評議員から意見を聴取した。	学校教育課
開かれた学校づくりの推進	地域社会に対して、開かれた学校づくりを進めます。	学校関係者評価委員からの学校に対する評価をもらい、その結果をホームページや学校だよりなどにより広報した。	学校教育課
教職員研修の充実	教職員の研修を進め、資質向上を図ります。	夏季休業中に教師力パワーアップセミナーを開催し、資質向上を図った。	学校教育課
学校の適正規模・適正配置の推進	教育効果の向上を図るため、市内小中学校の適正規模・適正配置を推進します。	平成 24 年度で完了。	教育総務課
学校図書館図書整備の推進	学校図書館の図書及び書架等の充実を図ります。	小中学校の図書購入の実施。	学校教育課
学校施設の整備	学校施設の整備、充実を図ります(耐震化、大規模改修)。	双葉小学校の暖房機を更新北の台小学校校舎、体育館の大規模改修、東部中学校エレベータ設備の設計を実施。	教育総務課
シックスクール対策の推進	児童生徒の健康保持のため、有害物質の測定及び対策を行います。	市内小中学校普通教室等の空気中有害物質測定を実施。	教育総務課

## 幼児教育の充実

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
保育園、幼稚園等と小学校の連携	保育園、幼稚園等から小学校への円滑な移行のため連携強化を図ります。	幼児教育の連携強化に向け検討を実施。	教育総務課
幼稚園における預かり保育事業（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の A に掲載。		
私立幼稚園就園奨励補助金の交付	幼稚園就園による入園料及び保育料の保護者負担を支援し、幼児教育を推進します。	保護者の市民税所得割額に応じて助成を実施。	児童家庭課
私立幼稚園の支援	幼稚園の教育活動の充実や教職員の資質向上を図るため、幼稚園に教材費や研修費の補助を行います。	補助金を継続して交付し、活動の支援を実施。	教育総務課
幼稚園協会への支援	幼児教育や子育て支援サービスの充実などに向け私立幼稚園の連携や情報交換等の協会の活動を支援します。	補助金を継続して交付し、活動の支援を実施。	教育総務課
私立幼稚園就園準備金の支給	私立幼稚園が実施する子育て支援事業への参加に要する費用の一部を助成します。	幼稚園の 2 歳児クラスの利用者に対し、月 3,000 円を上限に助成。	児童家庭課

## ウ 家庭や地域の教育力の向上

## 家庭教育への支援の充実

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
家庭教育に関する学習機会の充実（公民館事業）	公民館における幼稚園、小学校等と連携した子育て支援や家庭教育に関する学習会を開催します。	家庭教育講座等の開催。 4 事業、114 名	社会教育課
PTA 連合会の支援（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の E に掲載。		青少年課

## 地域の教育力の向上

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
学校施設の開放	地域や学校の実態に応じ、屋内体育館を始め、一部校舎の地域開放とともに地域との交流を進めます。	社会教育課と連携を図りながら実施。	教育総務課
少年少女講座の開催（公民館事業）	子どもたちのための学習・体験機会を提供します。	各地域で実施された子供向け講座（1 地域における子育ての支援工 11 に掲載）で実施。	社会教育課
体育事業の推進（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の E に掲載。		社会教育課
スポーツ少年団活動の支援（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の E に掲載。		社会教育課
青少年健全育成連絡協議会の支援（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の E に掲載。		青少年課
高齢者等と子どもの世代間交流の推進（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の E に掲載。		保育園ほか

## エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
青少年健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発活動の推進を行います。	青少年健全育成大会の開催。 青春メッセージの開催。	青少年課ほか
巡視指導活動の実施	街頭指導活動により青少年の問題行動の未然防止を行います。	街頭指導、特別指導の実施。	青少年課

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
環境浄化活動の実施	青少年の夜間徘徊が予想される施設や被害に遭いやすい場所、危険な遊び場となりうる場所の調査や、有害図書類の立ち入り調査等を実施します。	立入調査の実施。 7月22日～25日 11月25日～28日	青少年課
学校との連携（再掲）	基本目標1「地域における子育て支援」の工に掲載。		青少年課
青少年健全育成連絡協議会の支援（再掲）	基本目標1「地域における子育て支援」の工に掲載。		青少年課

## 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

### ア 良質な住宅及び居住環境の確保

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
公営住宅の整備	老朽化した公営住宅の建替えにあわせ、ユニバーサルデザインなど居住環境の改善を図ります。	ユニバーサルデザインなど住環境に配慮して共栄団地 1 号を建設（平成 25～26 年：2 カ年）。	建築課

### イ 安全な道路交通環境の整備

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
通学路等歩道の整備	児童生徒の登・下校時の安全を図ります。	該当なし。	都市整備課
冬期間の除雪の徹底	冬期間の児童生徒の登・下校時などの安全を図ります。	市の除雪基準を基に実施。	土木事務所
交通安全標識等の整備	街路灯、交通標識、カーブミラー等の交通安全施設の整備を図ります。	カーブミラー5基、注意喚起標識2基、スクールゾーン標識8基、区画線「凹凸有」2箇所、ドット線等34箇所、砂箱設置5基	市民課

### ウ 安心して外出できる環境の整備

#### 公共施設等のバリアフリー化

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
公共施設等のバリアフリー化	市の福祉環境整備要綱に基づき、エレベーター等人にやさしい整備を進めます。	大曲会館、中央公民館にエレベーター設置の実施設計。	施設担当課 建築課

#### 子育て世帯に優しいトイレ等の整備

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
子育て世帯に優しいトイレ等の整備（ベビーキープ、広いスペースの確保）	市の福祉環境整備要綱に基づき、乳児用スペースの確保を図ります。	該当なし。	施設担当課 建築課

#### 子育て世帯への情報提供

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
子育てガイドマップの発行（再掲）	基本目標1「地域における子育て支援」の工に掲載。		児童家庭課

## エ 安全・安心のまちづくりの推進

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
通学路等の街路灯など防犯設備の整備	自治会への街路灯設置、維持、修繕の補助を行い明るい街づくりを進めます。	街路灯の維持管理費及び設置費について、町内会等の維持管理団体に対する補助を実施。 ・維持費補助 6,030 灯 ・修繕費補助 154 灯 ・設置費補助 1,252 灯 また、省エネ効果が高い LED の普及を図るため、LED 設置及び更新への補助率を 24 年度に引き続き 2/3 とした。	市民課
子どもの安全を守る子ども 110 番の家等の推進	児童が不審者から声をかけられたり追いかけられた場合、助けを求めて駆け込める家の設置を進めます。	東部地区健連協「子ども 110 番の家」ステッカー周知・協力の活動の充実。 子ども SC 通信を関係団体に送信。	市民課・青少年課
地域の自主防犯活動の推進	地域の自主防犯活動団体等が、児童生徒の登下校時に合わせて、見守りに歩く活動を普及します。	各地区防犯協会、青色回転灯パトロール、防犯パトロール隊による見守り活動を実施。	市民課
登下校時の安全対策	スクールガードリーダーによる学校施設、通学路等の安全確認及び巡回指導を実施します。	スクールガードリーダーによる学校巡回指導 30 回。	青少年課
子ども安全安心通報システムの実施（新規）	不審者情報を携帯電話にメール配信するシステムを導入し、子どもの安全を確保します。	受信者登録 701 件 不審者情報の配信 6 件	青少年課

## 基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

### ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現に向けた市民等の理解や合意形成を促進するための施策の実施

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
男女平等参画社会の実現に向けた啓発	固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、広く意識の啓発を図ります。	イクメン・パパの子育て講座の開催 1 回。 市図書館に「男女共同参画特設コーナー」を設置 6/18～6/29 情報紙「えみんぐ」の発行 1 回 男女共同参画懇話会の開催 2 回 市民意識調査の実施。 回答 392 名	行政推進課
ハローワーク等関係機関との連携	関係機関と連携した雇用及び労働条件の改善の啓発を行います。	地域職業相談室の運営（利用件数 7,913 件）のほか、ポスターやパンフレット設置による制度周知。	商業労働課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発	関係機関と連携し、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の周知を図ります。	各種制度のポスターやパンフレットの設置とともに、広報やホームページを活用し周知。	商業労働課

### イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の推進（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の A に掲載。		児童家庭課
子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）の推進（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の A に掲載。		児童家庭課
幼稚園における預かり保育事業（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の A に掲載。		児童家庭課

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
ファミリー・サポート・センター事業の推進（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の A に掲載。		児童家庭課
通常保育事業の充実（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の I に掲載。		児童家庭課
乳児保育事業の推進（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の I に掲載。		児童家庭課
一時預かり事業の推進（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の A に掲載。		児童家庭課
延長保育事業の推進（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の I に掲載。		児童家庭課
広域入所事業の推進（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の I に掲載。		児童家庭課
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の充実（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の A に掲載。		児童家庭課
休日保育事業の推進（新規）（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の I に掲載。		児童家庭課

## 基本目標 6 子ども等の安全の確保

### ア 子ども交通安全を確保するための活動の推進

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
交通安全教室の開催等	保育園や幼稚園、小中学校で児童に交通安全教室を開催するまた、マタニティスクール等でチャイルドシートの使用効果等について啓発活動を行い、必要性の理解を深めます。	保育園・幼稚園等 23 回 2,224 人 小中学校等 45 回 5,767 人 老人クラブ 26 回 529 人 町内会等 12 回 382 人	市民課
交通安全街頭指導	交通安全学童指導員、交通安全指導員による街頭指導を実施します。	街頭啓発（春・夏・秋・冬） 29 回 1,778 人 交通安全学童指導員による、登下校時の立哨指導。	市民課

### イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
通学路等の街路灯など防犯設備の整備（再掲）	基本目標 4「子育てを支援する生活環境の整備」の E に掲載。		市民課
子どもの安全を守る子ども 110 番の家等の推進（再掲）	基本目標 4「子育てを支援する生活環境の整備」の E に掲載。		市民課・青少年課
地域の自主防犯活動の推進（再掲）	基本目標 4「子育てを支援する生活環境の整備」の E に掲載。		市民課

### ウ 青少年の問題行動の対応

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
青少年健全育成推進委員会の開催	青少年問題について関係機関を召集して役割確認や適切な措置等の協議を行い、問題の早期解決を図ります。	青少年健全育成推進委員会の開催 1 回。	青少年課ほか
学校との連携（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」の E に掲載。		青少年課

## 基本目標 7 要保護児童への取組みの推進

## ア 児童虐待防止対策の充実

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
家庭児童相談・児童虐待相談の充実（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」のAに掲載。		児童家庭課
北広島市要保護児童対策地域協議会の運営	関係機関、団体等との情報交換や連携によって、児童虐待の防止や早期発見、適切な保護・支援を図るとともに、啓発活動等を行います。	11月の児童虐待防止推進月間に広報特集、リーフ配付、オレンジリボンキャンペーン等の取組みを実施。 要保護児童対策地域協議会代表者会議兼実務者会議 1回 個別ケース検討会議 17回 児童虐待防止講演会開催。	児童家庭課
虐待の早期発見と予防	健康相談や健康診査、新生児訪問等の機会に虐待の早期発見や支援を行います。	健康推進課と健康診査等の情報を共有し、支援が必要と思われる家庭の訪問や見守りを実施。	児童家庭課
主任児童委員・民生児童委員との連携	地域に密着した民生委員等の協力のもと連携体制を強化し、虐待の早期発見や見守り、支援等を行います。	主任児童委員連絡調整会議等を通じて連携を進めた。	児童家庭課
子どもの権利条例の制定（新規）	条例の制定によって、子どもの権利について市民の理解を深め、子どもたちが夢と希望を持ち幸せに暮らせるまちづくりを進めます。	子どもの権利救済委員会、相談窓口等の設置、子どもの権利推進委員会の設置。	児童家庭課

## イ ひとり親家庭の自立支援の推進

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
ひとり親家庭等医療費の助成	母子、父子のひとり親家庭等を対象に医療費の助成を行います。	助成件数 6,892件 受給者数 1,344人 うち親 567人 うち児童 777人	国保医療課
児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づき、ひとり親家庭に手当を支給します。	受給者数 537人(うち父子世帯受給者 39人)	児童家庭課
母子自立相談の実施	母子自立支援員を配置して女性の抱える問題の相談、助言を行います。	母子自立支援員相談件数 実件数 374件 延べ 2,235件	児童家庭課
母子寡婦福祉資金の貸付	母子及び寡婦福祉法により、母子寡婦福祉資金の貸付事務を行います。	貸付け件数 104件 (内訳: 修学 73件、就学支度 24件、その他 7件)	児童家庭課
家庭生活支援員の派遣	疾病や介護など支援が必要なひとり親家庭に生活支援員を派遣します。	2事業所と単価契約。 生活援助 2人、延べ 11日	児童家庭課
母子自立支援教育訓練給付金の支給	母子家庭等の自立のため職業訓練講座等の受講者に給付金を交付します。	給付金支給 2人(介護職員初任者研修) 25年度から父子家庭の父にも対象拡大(実績なし)。	児童家庭課
母子家庭高等技能訓練促進費給付金の支給	母子家庭等の自立のため、看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士の資格取得養成機関での修業者に給付金を交付します。	給付金支給 9人 (看護師養成機関 2人、介護福祉士養成機関 1人、保育士養成機関 6人) 25年度から父子家庭の父にも対象拡大(実績なし)	児童家庭課

## ウ 障がい児施策の充実

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
こども発達支援センターの運営	発達の遅れや障がいのある児童に支援を行い、保護者の子育てを支援します。	利用契約者数 99人 利用延べ人数 3,483人	こども発達支援センター
障がい児のこども発達支援センター利用料金の助成	障がいのある児童の早期発見、早期療育を推進するため、未就学児の児童福祉法による利用者負担を助成します。	助成者数 55人	こども発達支援センター

推進事業名	事業の内容	平成 25 年度の取組み	担当課
障がい児の通所費の助成	発達に遅れや障がいのある児童の療育支援を進めるため、こども発達支援センターへの交通費の一部を助成します。	助成者数 74 人	こども発達支援センター
療育相談事業の推進	発達に不安のある子どもと保護者の相談・支援を進めます。	療育相談件数 216 件 障がい児相談支援 17 人 地域関係機関支援 169 件	こども発達支援センター
障がい児保育事業の推進（再掲）	基本目標 1「地域における子育て支援」のイに掲載。		児童家庭課
児童デイサービス事業の実施	障がい児に対し日常生活の基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練を行います。	実利用者数 78 人 （こども発達支援センター利用児を除く）	福祉課
地域生活支援事業（日中一時支援事業）	障がいのある児童の一時預かりや、重度心身障がい児の入浴など行います。	実利用者数 35 人	福祉課
特別児童扶養手当の支給	特別児童扶養手当等の支給に関する法律により障がい児への手当を支給します。	特別児童扶養手当 140 人 障害児福祉手当 46 人	福祉課
重度心身障がい児（者）の医療費の助成	重度心身障がい児（者）に対し、医療費の助成を行います。	助成件数 28,790 件 受給者数 1,382 人 うち障 556 人 うち障老 826 人	国保医療課
特別支援教育の推進	発達障がい児の支援のため、小中学校において一人ひとりに応じた特別支援教育を推進します。	校内における支援体制の推進を図るため、コーディネーター研修会を開催。 特別支援教育支援員 12 人配置 特別支援教育アドバイザー 2 名を配置して特別支援の充実を図っている。	学校教育課
特別支援学級介助員の配置	特別支援学級の児童の支援と円滑な運営のため介助員を配置します。	特別支援学級介助員 14 人配置	学校教育課

## 2 北広島市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 3 月 22 日

条例第 19 号

### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するため、北広島市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

### (組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(2) 子どもの保護者であって公募に応募したもの(市内に住所を有する者に限る。)

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、5 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第 3 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、子ども・子育て会議の会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 子ども・子育て会議は、第 1 条に規定する事務を処理するため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### (委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第 2 条第 3 項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

## 3 北広島市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属	備考
飯浜 浩幸	道都大学教授	会長
百瀬 彰	社会福祉法人北光社ふくじゅ園施設長	副会長
青山 司	北広島市立大曲小学校教頭	
亀岡 菜穂子	子育て支援ワーカーズほっとまむ	
小林 明夏	学校法人北邦学園 札幌自由の森幼稚園園長	
西澤 美香	主任児童委員	
堀内 美和	北広島市学童保育連絡協議会	
松浦 政子	学校法人坂本学園 大地太陽森の家保育園園長	
安藤 由美子	公募委員（子育て中の保護者）	
中田 紀子	公募委員（子育て中の保護者）	

## 4 計画策定経過

年月日	会議名等
平成 25 年 8 月 1 日	平成 25 年度第 1 回北広島市子ども・子育て会議開催
10 月 17 日	平成 25 年度第 2 回北広島市子ども・子育て会議開催
11 月 20 日～ 12 月 3 日	子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査実施
平成 26 年 3 月 13 日	平成 25 年度第 3 回北広島市子ども・子育て会議開催
5 月 8 日	平成 26 年度第 1 回北広島市子ども・子育て会議開催
6 月 2 日～ 6 月 10 日	北広島市学童クラブの運営に関するアンケート調査実施
6 月 27 日	平成 26 年度第 2 回北広島市子ども・子育て会議開催
8 月 11 日	平成 26 年度第 3 回北広島市子ども・子育て会議開催
9 月 4 日	平成 26 年度第 4 回北広島市子ども・子育て会議開催
9 月 25 日	北海道による量の見込み及び確保方策に係る中間取りまとめ
10 月 31 日	北広島市子ども・子育て支援プラン骨子案について市議会民生常任委員会にて説明
11 月 26 日	平成 26 年度第 5 回北広島市子ども・子育て会議開催
12 月 3 日	北海道による量の見込み及び確保方策に係る第 2 回取りまとめ
平成 27 年 1 月 19 日	平成 26 年度第 6 回北広島市子ども・子育て会議開催

## 5 用語説明

### ア行

#### ICT

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。情報通信技術のことを意味します。

#### 預かり保育

幼稚園での正規の教育時間終了後および長期休業期間中に、希望する家庭の幼児を預かる事業。

#### 一時預かり事業

普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童の保育を行う事業。

#### M字カーブ

女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、学校卒業後20歳代でピークに達し、その後、結婚・出産期に当たる年代(30歳代)にいったん低下、育児が落ち着く時期(40歳代)に再び上昇する傾向があり、年代別の労働力率を折れ線グラフで表すと、アルファベットの「M」に似た曲線を描くことから、一般的に、日本人女性の就業状況を示す言葉として「M字カーブ」と表現されます。

### カ行

#### 学童クラブ

保護者が就労や疾病などのために昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校休校日に家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して児童の健全な育成を図ります。

#### 家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(子ども・子育て支援法 第7条)

#### 学校評議員

保護者や地域住民から校長が選出し、広く学校運営について意見を述べる人のことです。

#### 教育標準時間

保育を必要としない幼児の教育時間のこと。1日3~4時間。

## 教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のことをいいます。(子ども・子育て支援法第7条)

## 居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者が保育を行う事業です。(子ども・子育て支援法第7条)

## 合計特殊出生率

1人の女性が一生のうちに産む平均的な子どもの数。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率(各年齢の人口のうち出生を経験する人の割合)の合計から計算されます。

## 子ども・子育て支援新制度

平成27年4月から始まる子育て中のすべての家庭を支援する制度です。「認定こども園」の普及や地域の様々な子育て支援の充実を図り、多様な保育を確保することで待機児童の解消に取り組みます。

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の充実

## 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援新制度に関わる3つの法律を総称して子ども・子育て関連3法と呼びます。

「子ども・子育て支援法」

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)

# サ行

## 事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象に、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。(子ども・子育て支援法第7条)

## 施設型給付

子ども・子育て支援新制度により開始する、保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。市町村が施設・保護者に経費や助成金の支給を行うものです。(子ども・子育て支援法第11条)

## 市町村子ども・子育て支援事業計画

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画です。子ども・子育て支援新制度の実施主体として、市町村が作成します。計画期間は5年間です。(子ども・子育て支援法第61条)

## 市町村等が設置する「子ども・子育て会議」

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」に該当します。

## 小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象に、利用定員6人以上19人以下で保育を行う事業です。(子ども・子育て支援法 第7条)

## スクールカウンセラー

学校などで、子どもたちの悩みの相談などに対応する心理カウンセラーです。児童・生徒の相談に応じるのほか、保護者や教職員の相談、教職員の研修、事件・事故の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、多様な業務に対応しています。

# 夕行

## 地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付のことです。(子ども・子育て支援法第11条)

## 地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。(子ども・子育て支援法第7条)

## 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象とする事業として市町村が実施するものです。(子ども・子育て支援法第59条)

子ども・子育て支援法第59条に基づき、国または都道府県から市町村に対し、事業を実施するために必要な費用に充てるための交付金が交付されます。対象事業は以下の13事業です。

利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 妊婦健康診査 乳児家庭全戸訪問事業  
 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業) 子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業) 一時預かり事業 延長保育事業 病児保育事業 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことです。施設型給付を受けず私学助成を受ける私立幼稚園は、特定教育・保育施設には含まれません。(子ども・子育て支援法第 27 条)

## 特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のことです。(子ども・子育て支援法第 29 条、43 条)

# ナ行

## 認定こども園

学校教育・保育・家庭における養育支援を一体的に提供する施設で、学校および児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設です。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られます(株式会社などの参入は不可)。(認定こども園法第 2 条)

認定こども園には以下のような種類があります。

「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満 3 歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育

「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育

# ハ行

## 保育短時間

保護者が主にパートタイムの就労(1 か月：64 時間以上 120 時間未満)の場合に該当します。8 時間保育に相当します。

## 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みのことです。(子ども・子育て支援法第 19 条)

1 号認定子ども：満 3 歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども

2 号認定子ども：満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

3 号認定子ども：満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

## 保育標準時間

保護者が主にフルタイムの就労(1 か月：120 時間以上)の場合に該当します。11 時間保育に相当します。

## 北広島市子ども・子育て支援プラン

平成 27 年 3 月発行

発行：北広島市

編集：北広島市保健福祉部児童家庭課

〒061-1192 北広島市中央 4 丁目 2 番地 1

T E L 011-372-3311 (代表)

F A X 011-373-6805